



りいろんな生活環境の中における経済動向といふものの中で生活しているわけですからね、なかなか物価はどんどん上がっていく、家賃は高い、交通費もかかるなどと、いろんな経費の増高に伴いまして、税というものを考えてみたときに、やはりそれは科学的に、こう緻密に分析していくば、税そのものはそう高いものでないのかもしませんけれども、まあ、そんなふうにあなたはお答えになると思うわけがありますが、しかし、全体的な暮らしの中における税というものは、やはり重税感としてひしひしと感ぜられてると。税金となるものは、もうこれは本来からいうならば、国民としてある意味においては義務感を持ち、喜んで出すものかもしれないけれども、現在の労働者、労働者の立場から言えば、税金なんというものは、全くむしり取られているんだというような感じを持つているのが、これがまあ実態ではないかと思うのです。ですから、総評では『酷税白書』というものを出して、そして春闇の戦いの柱として、一つには賃上げ、そして減免、それから年金、いわゆる生活闘争というものをやつているわけですね。この点をあなた方もそれをしっかりとみて、そして税制をつくられるなり、あるいは税行政というものに当たつていただかなければ、私はいけないと思うわけなんです。まず、そういうことを申し上げて、所得税の基本的な問題について二、三お伺いたしたいと思うわけあります。

そこで、最初にお尋ねすることは、昭和四十六年八月に答申されました、税制調査会の「長期税制のあり方について」という答申があるわけでございますが、その答申にうたわれておりますことは、このようなことがいわれておるわけあります。ちょっとと読んでみると、「わが国経済がなお相応の成長を続けていくとした場合には所得税率はかなりの自然増収を生み出すものと予想されます。ところでもあり、「『所得税負担の累増を緩和するため租税政策の運営上所得税の減税を重視する」ことが必要であると認められ、所得・物価水準の

動向や財政事情等をも総合勘案しつつ、所得税負担の適正合理化に努めていくことが適当である。この場合において、所得税の負担率は従来と同様になだらかな上昇を示すこととなるが、それが所得の増加に応じて無理なく行なわれるものである限り、これまでの経緯からみてもある程度の上昇はやむを得ないものと思われる。」こう述べておるわけでありますが、この税制調査会の「長期税制のあり方についての答申」に照らしてみて、今回の所得税法の改正をどういうふうに評価されておるか、この点をまずお聞きしたいので。

○政府委員(大倉昌隆君) ただいま川村委員御指摘の税制調査会の答申の考え方と、現在御審議を願つております所得税法の改正とは、その基本的な考え方において一致するものであると私どもは考おります。ただいまお読み上げになりましたとおり、長期的に見ました場合には、やはり所得水準全体が上昇していくに応じまして、所得税の総体としての所得に対する負担率というものは漸次ながらかに上がっていくという方向にならざるを得ないであろう。ということは、その裏側に、長期的に見て振替支出に代表されますような、国からのお社会福利的な歳出といふものが今後増加していくと、それをまかなく税の基本としての所得税のあり方としましては、ただいまお話しにありましたような方向をとらざるを得ないであろうと考えます。したがいまして、今回は、今回のいま御審議願つております改正案も、限られた財源配分の中で、集中的に所得税減税を行なつておりますものの、なお基本的な方向としては、順次個人所得に対する負担率としては上がっていくと、その上がり方がこの程度で妥当であるのかどうかといふ点を御審議いただきたい、かよろしく考えます。

○川村清一君 そこで、一、三数字をお聞きしたいのですが、四十八年度の所得税の自然増収は二兆四百億とも二兆五千億ともいわれておるのですが、平年度分を合わせてどのくらい見込まれておるわけですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 四十八年度の国税の自然増収、減税前の自然増収の総額は、二兆五千六百五十六億円と見込んでおります。  
○川村清一君 所得税の減税額は、これも会議録を読みますと、田中總理や愛知大蔵大臣は三千五百億と言つておるわけですが、調査室のはうから出された資料を見ますと、三千三百五十五億となつておりますが、どちらのほうが正確ですか。  
○政府委員(大倉眞隆君) あとでおっしゃいました三千三百五十五億円と申しますのは、所得税減税以外の減税を加えまして、さらに、たとえば、有価証券取引税の増税を差し引きまして、国税全体といたしましてのネットの減税額をお示しましたものが三千三百五十五億円でございます。また、最初のほうの数字の三千三百五十億円と申しますのは、所得税の一般的な減税、一般的な所得税減税額の合計額でございます。  
○川村清一君 そうしますと、自然増収は総額二兆五千六百五十六億円、このうち所得税分は二兆一千五百九十六億円、これに対しまして所得税の減税は三千百五十億、所得税以外も含めて三千三百五十億と、そうしますと、所得税だけ考えてみますといふと、自然増が二兆一千五百九十六億に對して減税は三千一百五十億と、こういう数字になりますか。  
○政府委員(大倉眞隆君) そのとおりでござります。  
○川村清一君 それからもう一点、課税最低限でありますのが、夫婦子供一人、これが百十二万一千二百六十円、資料を見ますとそういうことになりますが、これに間違いはないかどうか。もちろんこれは平年度分になりますと、百十四万となりますが、四十七年度になりますが、それが四十七年度における課税最低限金額が、前年度に對する伸び率、これは四十七年度は三・四%ということなつておりますが、四十八年度は何%になりますか。

○川村清一君 そこで、百十二万三千二百六十円という課税最低限、これはいいんですね、この数字は、これが前年度に対し八・〇%伸びておるということですね。そこで、これは田中總理も、愛知大蔵大臣も本會議で盛んに言つておるわけあります、が、課税最低限が、これはまだ低いのではないとか、という野党側の質問に対しまして、これは低くないんだと、それは物価上昇率を五・五%と見た場合に、物価の上がりが五・五%なんだから、課税最低限といふものは八%高まつてあるんだから、決してこれは低くないんだというような御答弁をされております。これはやっぱり間違いないですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 予算編成をいたし、税制改正をきめました段階で、消費者物価の伸び率は五・五%と見込まれておりますし、それに対しまして、ただいま御指摘のとおりの課税最低限の上乗率八・〇%は、物価という面から見れば相当に高いものではないか、十分なものと考えると、うような御趣旨の答弁をなさつていてると思います。

○川村清一君 そこで、あなたにお尋ねするわけですが、四十八年度のことしの物価上昇率が、政府は五・五%ということを見込んで予算編成されておりますが、五・五%以内にとどまるといふうにあなたは正直にお考えになられますか。これは政務次官でもいいです、どうですか。五・五%で、いまの状態の中からとまりますか、一体。

○政府委員(山本敬三郎君) 昨年末の経済見通しをつくった当時から今日までの変化を見ますと、対外的に外国からの輸入物資の値上がりが非常にきついという点も出ておりますし、また国内においても、需給の関係から値上がりが出てきてる。現状の見通しにおいてはなかなかむずかしい

問題になりつつある。企画庁長官等も、他の委員会やその他でそういうお答えもしておるようあります。しかし、ただ景気の見通し等が金融引き締めその他の手段によつて、下半期その他においてどういう変化を来たすか、まだ予見しがたいものもありますし、年度間を通じてさだかに五・五%をはるかに上回るかどうかということについては、まだまだ的確な予測をすることは困難ではなかろうか。現状においてはなかなか五・五%では困難なような様子が現状では見える。年度間を通してはさだかには予想できない、そういうふうに考えます。

○川村君 政務次官は、次官もお忍かこなつ

れておりますが、いま、ことしの消費者物価上昇率五・五なんということを言われても、はあそうですかなんて、それを信ずる國民なんかだれ一人いないと思うのです。これはもう、最近の新聞見ますといふと、東京都の消費者物価は、これ三月は、もう今までかつてないくらいの高騰をしておる。今まで政府のほうは、消費者物価は上がつてゐるけれども、卸売り物価が横ばいであるからたいした心配はないんだということを言っておりましたが、今度は、消費者物価ではなくて卸売り物価そのものが、もう未曾有の高騰をしておる。まさにこれは、幾ら政府がインフレでないと言つたって、これはインフレですよ。どういうものか、政府のほうは日本はインフレでないと言ふ。外国のはうは一生懸命インフレだ、インフレだと言つてゐるんですね。まことにおかしな論議だと思うのですよ、完全に、これインフレですよ。こういう中で、ことしは五・五%しか上がりないんだと、だから所得税の改正はこれだけつこななんだと、前年度に比べて課税最低限が八%も上がつてゐるじゃないかというようなことを言つても、これは私はへり屈だと思ふ。

そこで、前に返つて恐縮でござりますが、いまここでいろいろ質問をしたこの事實を、また逆に向こうへ返つて、そこで税制調査会の答申の中にある「わが國経済がなお相応の成長を続けていく

とした場合には所得税はかなりの自然増収を生み出すものと予想される」、これは所得税だけで一千五百九十六億円今年度の見込みとしてはふえてるわけです。それ以外の税を含めますと、実に二兆五千六百五十六億円も自然増があるわけです。こういうふうに、この長期見通しのとおり、これはもうかなり以上の自然増収があるわけです。そこで、その次の文句として「所得税負担の累増を緩和するため租税政策の運営上所得税の減税を重視することが必要であると認められ」と、こういうことです。そこで所得税の減税を重視することが必要だというのです。この答申に応じて減税を重視してやつたと、こうお答えになるでありますしょけれども、その減税の幅がそれじや妥当であったかどうかということが次の問題になつてくるわけですね。そこで「所得、物価水準の動向や財政事情等をも総合勘案しつゝ、所得税負担の適正合理化に努めていくことが適当である」。こういうふうになつておる。そこで、「物価水準の動向」というものは、いまお話し合いしたみたいに、これはものすごい水準、上がつてきているわけですね。ですから、この側面からいいうならば、もつとも下げなければならない。ところがその次に「財政事情等をも総合勘案し」、そこで、財政事情ということがことしの予算編成におきましては、社会資本の充実といふなところから、公共投資あたりばく大な歳出を見ていわけですね。いままでかつてないような国債も発行するわけですね、そこで、結局そういうならないものをそこで縮めてしまつたと。本来歳出増に見合つて歳入増を考えてみなければならぬので、物価水準の動向の側面から考えるならば、もつともと減税してかかるべきものを、ところが、財政事情においては、いわゆる歳出に見合う歳入の財源を求めなければならぬ関係上、その分はセーブされておると、もつと高めなければならないものをそこで縮めてしまつたと。本来からいうならば、所得税だけで一兆円以上の自然増があるわけですから、その所得税の減税がわずか三千五百億円と、三〇%に満たないわけで

す。これで一休委当かどうか、一兆円以上取り過ぎているわけですよ。だとするならば、少なくとも所得税においてもつと減税すべきではないかと、これは予算編成期のころに、自民党では一兆円減税なんということを、ほんとうにいったのか言わないのかわからぬけれども、新聞に盛んに出ておったんです。ところが、本会議では、田中さんも、愛知さんも、一兆円なんて言つた覚えはないんだと。そこで、国税、所得税、それから、地方税を含めて五千億は減税しておると、われわれは五千億減税ということを言つたんだあって、一兆円なんて言つた覚えはないということを盛んに弁解しているわけですね。しかし、私どもは新聞で承知して確かに言つておつたんです。そういう点から照らしてみても、もつともつと減税してもよかつたんじゃないかと、課税最低限の百十二万、平年度にして百十四万というこの数字は、妥当なかどうか、この点もう一度御答弁いただきたい。

やや長期的なものの考え方方に即して予算編成が行なわれておるということであろうかと思ひます。その場合に、減税については所得税に重点を置く。これは税制調査会もそう申しておりますし、私どももさうに考えておりまして、したがつて、ネット減税三千三百五十五億円の圧倒的大部分を所得税減税の三千百五十億円に振り向けておるということに相なつております。また、この一兆一千五百九十六億円という所得税の自然增收に対しまして、所得税の一般減税三千百五十億円が少な過ぎるんではなかろうかという御指摘も入つておったと思うんですが、これは比率にいたしまして二割七分を若干上回るということに相なりますが、過去数年の所得税減税の姿から見まして、非常に大きいということはもろん申せませんけれども、まずはの姿ではなかろうかと、かようになります。また、課税最低限の百十二万円なり、あるいは平年度の百十四万九千円――ほとんど百十五万円でございますが、これにつきましては、本会議あるいは他の委員会でもたびたび御質問が出ておりますが、一つのサイドチェックといたしまして、よくいわれることでござりますが、国際的な比較を見てみると、まあアメリカには及びませんけれども、他の先進国をほぼ抜き去りまして、ますますの水準まで来てるといふことが申せようかと思います。この数字、お手元にあると思いますけれども、念のために申し上げますと、日本の百十二万一千二百六十円に対応いたしました数字は、アメリカで百三十二万四千円でございますが、イギリスでは八十四万五千円、ドイツでは七十七万二千円、フランスでは百八万七千円ということでございまして、しかも、これは私ども、実は本年一月一日現在のレートで換算いたしております。最近の実質的なレートで申しますと、先方がもう少し下がるわけでござりますが、まあ、そのようないろいろな角度から見ましても、私どもとしましては、いま御提案申しておる所得税改正は、ことしの状況のもとにおいては妥当なものであると考えて御審議をお願いしております。

次第でございます。

○川村清一君 御提案されていらっしゃる政府のほうで、妥当でないなんということは、これは言えるものではありますけれども、妥当であると信じておると、こうお答えされるのが当然だと思うわけであります。受ける国民側といったましても、そういう考え方を持たないわけです。

そこでもう一点お尋ねしますが、かりに政府の見通しとおり、ことしの消費者物価の上昇率が五・五%といいたしましても、その五・五%消費物価が上昇するその分を、いわゆる物価調整減税という立場から、所要額を試算した場合にはどのくらいの金額になりますか。

○政府委員(大倉富隆君) 消費者物価の上昇率を五・五%と前提いたしました場合、これに見合つて課税最低限引き上げるための所要減税額は、約一千三百七十億円ということに相なるうかと思います。

○川村清一君 そうしますと、その分を考えてみても、かりに五・五%上がる、ところが課税最低限のほうは八%高まつたんだから問題でないといふお答え。しかし、その五・五%にとまることは絶対でない。それはお認めになつてます。かりに五・五%でとまつても五・五%上がつた分、これを物価調整減税といふもので所要額を試算してみると、いまお答えのようすに千三百七十億円になるだろうと、そうすると、ことしは所得税において三千五百五十億円減税いたしましたとしても、物価がそれだけ上がつてくるわけですから、その千三百七十億円といふものをこれから差し引くならば、これはあなた、千五百億ぐらいしか、この部分は実際的には減税しておらないと、これが減税してしかるべきだと、私はそう思うわけですよ。

そこでまた、税制調査会の「長期税制のあり方の答申」に戻るわけでございますが、いま、これ

を中心にしていろいろ議論やつてきたわけですね。そこで、この「所得、物価水準の動向や財政事情等をも総合勘案しつつ、所得税負担の適正化に努めていくことが適当である。この場合に信じておると、こうお答えされるのが当然だと思うわけですが、受ける国民側といたましても、そういう考え方を持たないわけです。

そこで、政府側のほうとしては、終始一貫言わねばならないことは、いわゆる課税最低限額の引いて、所得税の負担率は従来と同様にならなければなりません。そこで、このように「ある」というふうに、「ある」と、税制調査会はそういうふうに答申しておりますが、所得税の負担率が程度の上昇はやむを得ないもの」と、税制調査会は、そこでお尋ねしたいことは、今後、これからまでの経済からみてもある程度の上昇はやむを得ないものと思われる。」こういうふうに「ある」というふうに答申しておりますが、まあ結論といたしまして、三%程度、今後五年間に租税負担率が対国民所得比で上がっていくことはやむを得ないであろうというのが現在の政府の考え方でございます。したがいまして、所得税の負担が上がつてきますのは、そのワクの中にあるといふことはまず申せると思います。

○政府委員(大倉富隆君) 非常に広範にわたります問題で、なかなかひたつとしたお答えができるなあ、これの上昇をどのように考へているのか。一体早さ、程度、こういうものについて、今後の展望というものを、ここでひとつ明らかにお示しいただきたいと思う。

○政府委員(大倉富隆君) 非常に広範にわたります問題で、なかなかひたつとしたお答えができるなあ、これの上昇をどのように考へているのか。一体早さ、程度、こういうものについて、今後の展望といふことはいたしておりません。やはり毎年毎年の経済成長を見、自然増収を見ながら全般的な角度の検討を加えて結論を出していくといふ以外になからうと思いませんけれども、しかし、やはり御指摘の税調答中にもございましたように、所得税そのものの個人所得に対する負担率といふものも、漸次なだらかに上がらざるを得ないであろう。ただ、その給額としては、租税全体の対国民所得比で大体三%程度のアップにとどめて、経済計画をつくらる。社会保障もあやしたいし、公害防除もしたいけれども、全体の姿としてはそことどめたいといふことが、いまの政府の考え方であると申せることかと思います。

○川村清一君 所得税につきましては、取られる側からいろいろな要請があるわけですね、要請といいますか、要求といいますか。たとえばサラリーマンの中でいうならば、ぜひサラリーマンとして仕事をする必要経費を落としてもらいたい。たとえば、服などかその他の必要経費を落してくれます。

○政府委員(大倉富隆君) 課税最低限そのものが、金額的に幾らでなければならないかという絶対的な基準手は実はないんであらうと思います。やはりこれをいろいろな角からサイドチェックをしてみて、まずまずどの角度から見ても、これでいいんではないかといふような判断を、総合的にしていくという性格のものであらうかと考えております。

○川村清一君 御承知のとおり、今回の計画は、昭和五十二年度までの五年間にわたります見通しであり、計画であるわけでございますが、この間におきまして、租税及び税外負担などの程度計画期間中に上昇するであろうかといふことが見込まれております。これは計画期間中に對国民所得比で約三%ほどの上昇する。また上昇することがやむを得ないでありますね。そういうことを要求される側のお話を聞くと、もつともな話なんですが、私どももそれを

に比べてどうであるかという点が一つ。その辺につきましては、くどくて恐縮でございますが、私どもとしては、それなりに今度の改正で妥当であると考えておるのですが、もう一つのサイドチェックといたしまして、標準生計費と課税最低限といふものをどう考えたらいいか、それがいまのお尋ねの中に入つておるもの一つのポイントであらうかと思うわけでございます。標準生計費というものが一つございます。標準生計費といふものが自身が、必ずしも統計的なデータが多いわけではございません。私どもの手に入りますものといたしましては、人事院調査の標準生計費といふものが一つございます。これで夫婦二人の給与所得者の場合を見ますと、四十七年分で月当たり七万五千円ということに相なります。四十七年分の所得税の課税最低限を月に割つてみると、これは八万六千四百円といううことに相なります。こういうサイドチェックをいたしてみましても、ますますいまの課税最低限といふものは納得していただける水準にきているのではないか、私どもとしてはさように考へておるわけでございます。

○川村清一君 いまの御答弁によりますと、課税

最低限の妥当性といふものを、まず第一に、前年

度に対比して上がる率、要するに八%上がつた

と、その八%という数字がまず妥当である、それ

は物価上昇指数と合わせて五・五%に対して八%

であるから妥当である、これが一つ。もう一つ

は、外国と比べて妥当である。それは百十二万あ

るいは百十四万という数字は、アメリカに比べて

は低いけれども、あと西欧諸国に比べては高いん

だ、だから妥当だという御説明です。しかし、こ

れは議論すればそれに反論するものがたくさんあ

るんですか、それはあえて言いません。その次

に、標準生計費に比べて妥当である。こういうお

答えです。

〔委員長退席、理事鳴崎均君着席〕

で、この標準生計費も、妥当かどうかという問題は、これは問題があると思うんです。で、これはちょっとこの間の本会議のやりとりを会議録で見ますといふと、これは社会党が言つた議論ではな

かったんだすけれども、われわれと同じように百

五六十万という数字を出して、百五十万に上げるべ

きだと、こういう質問をしました。それに対する

愛知大蔵大臣の御答弁は、こういうことを言つて

いるんですよ。ちょっと読んでみますから政務次

官もよく聞いておつてくださいよ。百五十万とい

う数字は、総理府の昭和四十六年度の家計調査で

消費支出が百二十万円程度になつてある。で、こ

れは四十六年の調査ですから、それに一つの指數

を掛け、四十八年度は百五十万程度と、こうい

う数字を出してあります。ですから、いわゆるこ

の総理府の家計調査の消費支出が百五十万になつ

ておるんだから、当然百五十万にすべきでないか

といふ議論なんですよ。この議論に対しはどうい

う御答弁をされたかというと、これがいただけな

いんですね。「この家計調査の中の消費支出の中

には、たとえばレジャーに向けられる支出も、あ

るいはたとえばカラーテレビの購入費というよう

なものもあるわけでございまして、これが最低の

生計費ということにはならないではないかなう

か」と、こういうことなんですね。こういう御答

弁なんですよ。これは大蔵大臣の答弁なんです

よ。いわゆる総理府の家計調査の消費支出は百五

十万になりますよと、だから、当然控除すべきで

はないかという問い合わせをして、その百五十万とい

う数字を生み出した調査の中には、レジャーの支

出、カラーテレビを買った支出来、こういうものが

あります。それは最低生活じゃないでしようと。い

ま、あなた、経済力が世界第二位だなんていはつ

てゐる経済大国の大蔵大臣のおっしゃっているこ

とは、八六・一%、平均標準生計費に対しして課

税最低限のほうが落ちているということにはなつ

ておりません。それからもう一つの問題は、外国と

合には、百三十万に対し百十二万一千円という

ことは、八六・一%、平均標準生計費に対しして課

税最低限のほうが落ちているということ

し上げますと、たとえば、源泉徴収によりまして毎月納めていただくという意味で、いわば前払いの部分がある、申告所得者に比べて納付の時期が早いということ、その利子分を調整する意味もござるものだから生ずる所得ではなくて、同時に、事業用資産を持ち、それによつて生じてくる部もある。それに対し、これは、いわば、本人が死ねばそれっきりという性質の所得である。それなりに纳税力のしんしゃをする、それを給与所得控除という形で受けとめておるんだという説明がなされることもございます。さらにこれは、制度的にそういう説明が可能かどうかは別といたしまして、実体的な議論の中には、給与所得の場合には源泉徴収という技術を通じて捕捉率がほぼ一〇〇%である。ほかの所得の場合には言うべくしてなかなかそういうことにはならないから、その辺の格差もしんしょくして、給与所得控除という形で、給与所得者の負担と他の所得者の負担とのバランスをとるのだという説明がなされるところございます。ただ、これは給与所得控除の中で、それではいま私がいろいろ申し上げたような要素がそれぞれ量的に變らるるかということになりますと、これはなかなか、何と申しますか、定性分析はできてても、定量分析ができるないというような性質の問題であろうかと思っております。

分析して、これはどういうことになるのかといつたら、それはわからないわけですね。きわめて科学的な合理性はないわけですね。要するに、何といいますか、つかみ金というのか、こういうことがありますね。そこで、サラリーマンの皆さん方が要求される、たとえば、サラリーマンとして必要経費はぜひ控除してくれ、あるいは子弟を教育している場合には、教育経費をぜひ控除してもらいたい、いろいろ立場立場において要求されますね。サラリーマンは非常に重税に苦しんでおるから、ほかの業種の方に比べて苦しんでおるから、ぜひこれは当然控除すべきじゃないか、こう言いますね。ところが、それを控除という個々の問題をやるとすれば、いろいろな問題がある。問題があるから、私もこれはすべて賛成もできないですよ。ですから減税をしてもらえばいいわけですね。減税は何でするかというと、一つは、課税最低限を上げることによって減税する、一つは、控除によってやるのだ、こうでしよう。この二本の柱でやるわけですね。ですから、やはりこの勤労者の要求をいれて減税をするとするならば、いわゆる課税最低限額を上げるとしても、それから、控除をするにしても、もつともっとこれを、何といいますか、合理的に、それこそ物価水準とかいろいろな経済情勢を勘案してやるべきでないかと私は思うんです。

そこで、これを全部引つくるめて、最後に私が聞きたいことは、課税最低限百十二万あるといは百十四万ときめるのがまず行なわれるのではないですか。方程式でいうならば、物価とかなんとかいろいろ勘案して、その中から、それに相応する控除なりいろいろやつていて、計算していくって、最後相に百十二万といふ数字が出てきたのでないですか。方程式でいうならば、物価とかなんとかいくつになっておりますから。八%昨年より上げたい。八%を計算するというと百十二万になる、

額も、ここにところは一円万円上げる、このところは二円万円上げる、こういうような計算で、いわゆる帰納的にいくのではなくて、演繹的に、まず百十二万を先につくりておいて、イコールこちらの数字をじつていつてそして左右を合わせる、こういう方程式をつくっているのじやないですか。私はそういうふうに取られるのだけれども。  
○政府委員(大倉眞隆君) たいへん鋭い御指摘なうござりますが、実察の私どもの作業の過程は、実は必ずしもそういうことではございません。やはり私どもが作業いたします過程で、各方面からの御要望がござるん出てまいります。税調での御審議もござります。その中で、特に本年度の改正の一つの特徴は、サラリーマン減税に重点を置きたい、したがつて、給与所得控除の引き上げに重点を置きたいということが強く申されましたし、私どもそれに沿つた改正になつておると思いますが、これにつきましては、まず数字を申し上げますと、先ほどの三千百五十億円の減税の内訳といたしまして、基礎控除その他の人的控除の引き上げが千百六十三億円でございます。それから、給与所得控除の定額の引き上げ、定率の拡大合わせまして、給与所得控除の拡充によります減税が千七百億円余でござります。三千百億円の中で、給与所得控除の拡大に非常に重点を置いておる。これは從来あまり例を見ない姿であると私は思いますが、それをひとつ申し上げたい。ただいま、給与所得控除に全力をあげて、いわば極端に申せば、三千億全部を給与所得控除に使うといふ場合に、どういう問題が出てくるか、それは申す中で、給与所得控除を、特に定額控除を、相対的に低く抑えられます。それらを考えれば、やはり扶養控除というものにもある程度力点を置かないと、まさしく御質問の中にありました教育費、これは必要経費だと私思ひませんけれども、

うのですよ。ところが、一兆円減税したのではとても財政をまかなえないというところで、五千億円。五千億円じゃなくて、所得税の場合は三千五百億円になつた。三千五百億円といいますものが完全に出てくるわけです。出てきて、これに合わせて減税三千百五十億円と。まあ三千億なら三千億といふ減税額に合わせて、今度下へおりてくるわけです。そこで、所得税は幾らか。その場合、いろんな条件からそれにつじつまを合わせるためには、控除額を幾らにするとか、課税最低限を幾らにするとかという数字を持ってくるわけです。ほんとうにサラリーマン、労働者の望んでるのは、そういうことじやないんですよ。税金が苦しいんだからこうしてくれと、こういう税制をつくってくれと、こういうことなんですよ。それを入れていつたら、とても減税が三千億円や五千億円じやおさまらないと思うんです。そうすると、財政運用できなくなるから、そこでこれいられないと言つて、結局、合理性も何もない、理屈をしつければ、理屈がつくかもわからないけれどもだね、そういう控除額というさっぱり合理的にはそういう数字をつくり出していく。これがいわゆる税法改正の姿勢でないかと思うんですが、これは間違いでですか、私はそう思うんですね。私の言つていることに間違いがあつたら、それは反論してください。これで質問を終わります。

○政府委員(大倉國隆君) 私がお答えするのが適当かどうか、必ずしもわかりませんけれども、実際に私どもが仕事をいたしております過程は、必ずしもいま先生のおつしやつたような姿ではないわけございまして、何と申しますか、税制当局は理財局としての主張をし、予算編成に当たります主計局は主計局としての主張があり、財政投融資及び国債管理を担当しております理財局は理財局としての立場があり、それらすべてを総合するわけでございまして、どこから、先にきまつて

押しつけられたというふうには、私は考えておりません。

○戸田菊雄君 所得税の本論に入る前に、先日の理事会で決定をされました財政投融資計画等に対する質問については、一部保留という形で、自後について了承したと思うんですけども、その考えには政務次官間違いありませんか。

○政府委員(山本敬三郎君) 財政投融資計画の資料のうち、私がお願い申し上げたいのは、運用先

はそれぞれの所管官庁があります。運用先についての資料を財政投融資計画の中にも書いてございますし、この問題になりました執務資料の中に

も書いてありますけれども、その資料の数字の積算根拠等について御質問をいただきまして、理財局としては責任を持つてお答えすることが不可能なことがありますから、国政調査権によつて、当該官庁に向かつて運用先の内容についての資料を

求められるという方向をとつていただければ、きわめて合理的ではなかろうかと、こういうふうに考へておられるわけであります。

○戸田菊雄君 ちょっとと政務次官、答弁に錯覚起きているんじゃないかと思うんですか、私の言つてゐるのは、財政投融資計画はまだ質問が保留してあります。このことは了承していますか。このことです。

○政府委員(山本敬三郎君) 了承しております。

○戸田菊雄君 いまど、前段で答えられたその資料提出の件については、資料提出の件は、その点は了解いたしましたけれども、しかし、責任の所

在は所轄官庁は大蔵省ですからね、これは明確ですかね。だから、その点は明確にしておいてください。

○政府委員(山本敬三郎君) 税法は日切れ法案といいますか、国民の生活に直接かかわる問題でありますために、慎重審議が当然お願いしたいところでありますけれども、できれば国民のために一日も早く成立させたい、こういう二つのかね合いで、余儀なき事態でこういうことになつて、非常に遺憾には思いますが、余儀ない状況でありますけれども、

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(山本敬三郎君) 税法は日切れ法案といいますか、国民の生活に直接かかわる問題でありますために、慎重審議が当然お願いしたいところでありますけれども、できれば国民のために一日も早く成立させたい、こういう二つのかね合いで、余儀なき事態でこういうことになつて、非常に遺憾には思いますが、余儀ない状況でありますけれども、

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(大倉國隆君) 御質問の比率につきましては、ただいま計算いたしまして、計算でき次第申し上げたいと思いますが、第三点の賃金一五

〇戸田菊雄君 その点は、それはいいですけれども。

それで、実は所得税の質問に入るんですけれども、政務次官どう考えます、こういう国会審議の状況は、私はこういう状況では単に意見のある者はものと言えど、こういう程度じやないですか。それは確かにですよ、大臣の副大臣である次官もおれば、それはペテランの大倉審議官もおりま

す。しかし、今まで何回か審議をやつてきましたけれども、こういう審議の状況はないですね。これではたして国会審議に値する状況だと思われる

んですけど、その見解は、どうなんですか、その見解は。

○政府委員(山本敬三郎君) 本日は、大臣は予算委員会の分科会でありますから、それから、主税局長は衆議院の大蔵委員会にも出でております。

そういう関係で、審議官に来ていただき、うしろのほうに担当の人たちに来ていただいて、こういうことでございますが、国会の審議が、各委員会ごとに重なつておりますので、まことに余儀

ない次第でございまして、遺憾に存じます。

○戸田菊雄君 これは国会全般の問題に影響しましてありますから、国会調査権によつて、当該官庁に向かつて運用先の内容についての資料を

求められるという方向をとつていただければ、きわめて合理的ではなかろうかと、こういうふうに考へておられるわけであります。

○戸田菊雄君 ちょっとと政務次官、答弁に錯覚起きているんじゃないかと思うんですか、私の言つてゐるのは、財政投融資計画はまだ質問が保留してあります。このことは了承していますか。このことです。

○政府委員(山本敬三郎君) 了承しております。

○戸田菊雄君 いまど、前段で答えられたその資料提出の件については、資料提出の件は、その点は了解いたしましたけれども、しかし、責任の所

在は所轄官庁は大蔵省ですからね、これは明確ですかね。だから、その点は明確にしておいてください。

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(大倉國隆君) 御質問の比率につきましては、ただいま計算いたしまして、計算でき次第申し上げたいと思いますが、第三点の賃金一五

ま国民が関心を持っているということは私も理解

しています。しかし、税法からいけば、所得税は一番中心ですよ、これは、そういう重要な審議に對して、こういふふざまな状況では了解しかねます。どうします。

○政府委員(山本敬三郎君) 次回の委員会には大臣も出てまいりますし、それから、次回またはその次の委員会には、總理にも出てもらう。こういうふうに実は考えまして、きょうだけの審議でなしに、次またその次も含めた三日間くらいの審議におきましては、大臣及び總理大臣をも呼ぶというふうにいま手はずをいたしておりますので、そういう点もひとつ御理解をいただきたいと思います。

○戸田菊雄君 とても、そうやつておつてもあれですか。どうなんですか、その見解は。

○政府委員(山本敬三郎君) 本日は、大臣は予算委員会の分科会でありますから、それから、主税局長は衆議院の大蔵委員会にも出でております。

そういう関係で、審議官に来ていただき、うしろのほうに担当の人たちに来ていただいて、こういうことでございますが、国会の審議が、各委員会ごとに重なつておりますので、まことに余儀

ない次第でございまして、遺憾に存じます。

○戸田菊雄君 これは国会全般の問題に影響しましてありますから、国会調査権によつて、当該官庁に向かつて運用先の内容についての資料を

求められるという方向をとつていただければ、きわめて合理的ではなかろうかと、こういうふうに考へておられるわけであります。

○戸田菊雄君 ちょっとと政務次官、答弁に錯覚起きているんじゃないかと思うんですか、私の言つてゐるのは、財政投融資計画はまだ質問が保留してあります。このことは了承していますか。このことです。

○政府委員(山本敬三郎君) 了承しております。

○戸田菊雄君 いまど、前段で答えられたその資料提出の件については、資料提出の件は、その点は了解いたしましたけれども、しかし、責任の所

在は所轄官庁は大蔵省ですからね、これは明確ですかね。だから、その点は明確にしておいてください。

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(山本敬三郎君) たとえば、金融機関等の場合は大蔵省でありますからね、これは明確でありますけれども、郵政省とか、郵政省とかといふふうに認められると、大蔵省はまだ衆議院でもやつてあるといふんでしょう。これはどうだい無理じゃないですか、こういう審議のほうが、まさしく立法府の私は軽視もはなはだしいと思う。どう考えますか。

○政府委員(大倉國隆君) 御質問の比率につきましては、ただいま計算いたしまして、計算でき次第申し上げたいと思いますが、第三点の賃金一五

上昇率約一五%と見込んでおるといふ」とで間違  
い」といいません。

○戸田義雄君 この一五%見込みというのは、どこの資料ですか。大蔵省の判断によるのか、それとも労働省等で前途の状況を見てやつてているのか、その辺はどういう根拠を持ってていますか。

○政府委員(大倉國隆君) これは企画庁が策定いたしました四十八年度の経済見通しの計数に基づいております。

（戸田薬剤看護企画室）企画室といふと、これ企画室来てないからわからぬのですけれども。今年度のペースアップ状況といふものは、現表裏丁にておこな

アーティスト活動といふものも現実実行したところでも一〇〇%こえておるところがありますね。またそのへん、大賃金上げで、なれば労働者の生活

「不動産」で、しかもそれが住民の生活は保障されない、ものすごい物価高騰ですから、インフレ促進ですから。こういう状況の中で、從

来どおり程度の生活を保持していくためには、その程度の賃上げをやらなければいけない。そういう

うになりますと、貯金のいわゆる上昇見込みというのももつと上がるんじやないか。上がると

假定すれば、その分やはり税収としては自然増収がもつとふえてくるんじやないか、こう考えるの

ですけれどもね。だからいまの査定では必ずしも適切だとは言えないんじやないかと思うんです

か、自然増収の増額一兆五千六百五十六億、この額について若干疑問を持つてゐるのですけれど、

○政府委員(大倉寅蔵君) 現在以降の賃金の動向を  
その辺はどうですか。

につきましては 私よりもおしき戸田委員のほう  
がずっと詳しいと思います。私が一五%にとまる

の知識も材料もいま持ち合わしておりませんが、

私どもいたしましては、やはり政府全体が公式にいたしております見通しに基づいて税収を見積

あるといふこと以外ちょっとよるべき基準がない  
という立場をひとつせひ御了承いただきたいと思

○田辺謙輔  
一これはもううすじで大會審議室

解をしておるんだろうと思つてゐるが、この總理

府の、四十五年一月から五月、非常にサラリーマン減税の声が強いんですね、そういう状況を踏まえまして、総理府でもって労働者に対しても現在の税制といふものが重いか軽いかという世論調査をやつた。その回答が実は出ているんですよ。事務労働者で六三%が重いと、それから、現場の労働者で五二%、いわゆる半数以上ですね、これらの人がいずれも税金は非常に重い、非常にですよ。こういう世論調査になつておるんですですが、さらに、事務系で八一%、相当これは高率です。それから現場労働者の六八%、平均で七五%、これらの人があれも税金は非常に重いと、こういう最終結論を出しておるんですけれども、四十八年度のこの減税の実態を見て、一体政務次官、こさんに対し、これで十分だという、こういう考え方を持つていてますか、どうですか、具体的に今度の減税策。

○政府委員(山本敬三郎君) 大蔵当局としてお答えいたしますときには、標準生計費との関係あるいは諸外国との関係で課税最低限、必ずしもそう高いものではないということをお答えするのがきまりになつておりますが、多少私見にわたりますが、先ほど申しましたように、日本の場合には特殊な事情があつて、社会保障や医療保障や、あるいは住宅問題等が満たされてない。そういうことを前提にいたしますと、国民の間にやはり重税感があるという事実は認めざるを得ない、こういうふうに思います。

○戸田薦雄君 その点は、先ほど川村委員の質問に対しても同様の趣旨の答弁がありましたから、了承するんですが、そこで問題は、四十三年の税制調査会答申で、四十四年以降、それぞれ税制改正をやつてきたんですが、これ、政務次官、何回改正やりましたか。

○政府委員(山本敬三郎君) 五回やつてきてる

○戸田薦雄君 まあその当局の説明によると、大改正だと、こうしたことやつてきたわけですか

そうであります。

それからその反対に、これは非常に、前にも指摘したように、高額所得者、大体三百五十万円以上見当、この辺からが税率改正によって非常に優遇措置を受けていると、こういう状況なんですねども、その具体例として四百三十七万五千円ですね、四十二年収入が二百五十五万、これが四十七年同じように総体七五%の収入見込み増、こういうことで計算をして一体弹性値がどれだけか、その内容について具体的に教えていただきたい。

○政府委員(大倉宣隆君) とつさの尋ねでござりますので、あるいは精密に計算いたしますと、若干動くのがもしません。また、社会保険料控除などを計算する時間的余裕がないままの数字でございますが、ただいまの戸田委員の御指摘の数字をそのままはめまして、四十三年分の収入が七十万円であった夫婦の給与所得者の場合、これは四十三年分の税額は一万六千二百十二円、四十七年分に七十万円が七五%アップという計算をいたしました収入が百二十二万五千円、この場合の四十七年分の税額が五万二百六十円、こういうことになるようでござります。したがつて、これを弹性と申すかどうかは別といたしまして、税額の上がり方を収入の上がり方に割つてみますと、二・八ということになるようでございます。

○戸田薦雄君 その反対の場合は何ぼです。

○政府委員(大倉宣隆君) もう一つの二百五十万円の場合でござりますが、

○戸田薦雄君 ええそうです。二百五十万円で、四十三年、四十七年が四百三十七万五千円の場合。

○政府委員(大倉宣隆君) 四十三年が二百五十五万円、夫婦、子二人の場合の税額が四十万五千三百円、四十七年分を七五%伸ばしますと四百三十七万五千円になりまして、税額は六十一万六千五百円、これを先ほどと同様に割りますと、○・六九ということになるようでございます。

○戸田薦雄君 ちょっと前段のほう——後段はやや私の計算と近似するのですが、前段の場合は、七十万で、四十三年収入ですね、税額が一万二千六百三十五円、それで、四十七年収入が百二十二万五千円でありますから、四十七年の税額が引き直してみると四万三千七百三円、そういうことになりますと、この差が三万一千六十八円であります。そうすると、三万一千六十八円割る一万二千六百三十五円は二四五・八八%、これを収入伸び率でもつて、いわゆる七五%ですね、それで割つて、三・一七が弹性係数になる、こういう計算にならませんか。

○政府委員(大倉眞隆君) ちょっともう少し時間をいただいて精査させていただきたいと思いますが、いま数字を伺いました第一感といたしましては、税の伸び率を収入の伸び率で割るんではございましょうから、むしろさつき私が申し上げた二・八よりは少し下がるんじゃないかなという気がいたしましたけれども……。

○戸田菊雄君 上がります。

○政府委員(大倉眞隆君) お手元の数字をいただきましたて調べさせていただきたいと思います。

○戸田菊雄君 まあ、かりにいま大倉審議官の発表した弹性値比較においても、これは高額所得者のほうが〇・六九ですかね。片方は一・八%でしょう。だから、非常に低所得者層は重税だということは、これではつきりしているわけでしょうね。これは一体どういうところに原因があると思うのですか。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、何と申しますか、所得税のいまの仕組みそのものから、どの階層をとるかによりまして、ある程度こういう姿は出てまいります。極端に申しますと、つまり弹性値といふものは、そもそもそういうものなんだと思ふのですが、課税最低限すれすれの方が二〇%収入があえますと、課税最低限は二〇%は上がりませんから課税が出てくる。その場合には、いわば弹性値は無限大なわけでございまして、それが一番極端な例でございますが、課税最低限すれすれで、たとえば、課税所得が昨年は五万円であったと、そうすると税額は一割でございますから五千円でございます。それが収入が伸び、課税最低限を調整しても、課税所得は十万円になつたという場合には、その収入がかりに一割伸びて十万円になつたといつても、税額は、五千円が一万円になりますから二〇〇%になる。したがつて、それを弹性値表示いたしますと、つ

まり課税最低限すれすれにいる方の所得弹性値といふものは非常に大きな数値として出てこざるを得ない。そういう点があるのでござりますから、どこのブレケットをとつて比較するかによりまして、御指摘のような姿が結果的に出てくるといたことはあると思います。

○戸田菊雄君 どう弁解しようと、収入増よりも税金のかけ方の歩合が多いということだけははつきりしているわけであります。その割合がこれでしょう。だから、そういうことから見て、いきますと、大体独身者の場合でも、全部一定の計数は私は学者のはじいたやつを見ているのですけれども、それを見ますと、たとえば、独身者五十万、四十三年収入で、四十七年八十七万五千円、いずれも七五%収入見込み増と計算してですよ。それで二・二一です、弹性値が。それから、同じ独身者で七十万、四十七年で百二十二万五千円、こうなつてきますと、一・八四%ですね。ずうつといは七千万、最終の七千万で一・一一%ですよ。全部下がつて、これが。だから、この税率改正の大蔵省のそのやり方自体が私は問題だらうと思うのですよ。それでは、一般の低所得者層の減税策を税率一本でいけるかというと、私はそう理解はしません。だから、それを減税措置にもつていくといふことになれば、どうしても定額控除の増額をはかつていなければ私はだめだと思いまして、ゼロから——ゼロの税額であった場合に比較して、翌年は収入があえ、課税最低限が上がつたけれども、課税の中に入つてきただいう場合には、いわば弹性値は無限大になるわけでございまして、それが一番極端な例でございますが、課税

各種控除といふものは、全く申しわけ程度の減税措置しかやつていないのでしょう。こういう現状に對してどういうふうに一体考へておられるわけですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 二つ問題があろうかと申しますが、まず後段のほうから申し上げますと、控除の引き上げによる減税と、税率引き下げによる減税とがどんぐらいになつていているかと、きょうそういう御指摘があるというので急いで計算させてみましたのですが、四十年から四十八年の平年度減税額の累計の中では、控除引き上げによる分が八二%，税率引き下げによる分が一八%，そななるようございます。

それから、弹性値の御指摘でございますが、これは少時間をいただいて、詳しく申し上げないといけないんだとは思いますが、所得弹性値といふものは、申し上げましたように、収入などを指摘したように、夫婦者が三・二七%で、これは七千萬、最終の七千萬で一・一一%ですよ。全部下がつて、これが。だから、この税率改正の大蔵省のそのやり方自体が私は問題だらうと思うのですよ。それで、一般の低所得者層の減税策を税率一本でいけるかというと、私はそう理解はしません。だから、それを減税措置にもつていくといふことになれば、どうしても定額控除の増額をはかつていなければ私はだめだと思いまして、ゼロから——ゼロの税額であった場合に比較して、翌年は収入があえ、課税最低限が上がつたけれども、課税の中に入つてきただいう場合には、いわば弹性値は無限大になるわけでございまして、それが一番極端な例でございますが、課税

上げ方によつては相変わらず一ぐらの弹性値になる。それを思い切つて上げますと、上げました時点から次の年に移る時点では、弹性値は二よりかなり高くなる。そういう性質の数字でございまして、やはり実効負担としましては、弹性値に従う。だから、実効負担としましては、弹性値によるチエックもさることながら、実効税率が幾らになるか、現在の負担に比べて、改正後による負担の軽減が幾らであるかという角度からも、ひとつ御吟味をお願いしたい、かように考えております。

○戸田菊雄君 後刻いろいろと検討を進めてまいりたいと思うので、資料を——これはきのう来たんですけども、私は帰つてきたばかりで、質問通告の余裕なかったものですから、だから、詳細な資料を要求しておきます。それから、じゃ本格的にやろうと。

それで、四十三年と四十七年度の所得税の増額比較で、いま私が申し上げましたように、四十三年から収入見込み増一五%，これで四十七年度まで、四十八年度の弹性値もできればこれは出してもらいたいと思う。

それで、一つは独身者ですね、いま言つた五十万の四十三年収入、これが一五%ずつあえていくわけですから、四十七年度、八年度、こういうことでひとつ出していただきたい。

それで、それからもう一つは夫婦者ですね。これの四十三年が七十万の収入の場合、それから、子供一人百萬の場合、それから、子供一人百二十万の場合、これを全部ひとつ四十八年度まで詳細に資料で提出をしていただきたい。それをお願いしておきたく。

それから、これからも資料にかかるわづてくる問題でありますので、ただ、新就職者の、新規卒です、これの四十三年の課税最低限、それから、中卒の初任給が幾らで、それから、税額が幾らで、それから、高卒が初任給幾らで——初月給です。それから、高卒が初任給幾らで——初月給です。

同じように税額が幾らで、大卒の場合の初月給が幾らで、同じように税額が幾らで。四十三年と四八年まで、おそらく八年は見込みといふことに

なるでしょうが、それで資料をひとつ出していただきたいと思うんです。

いろいろと資料を調べまして見ますと、四十年以降は中学卒初月給が三万三千円見当になつてゐません。東京都の労働局調査です。それから、東京商工会議所の求人の、求める額等々の参考にしておられる問題ですから、政府一体でもつてそういうものがでけるだけ最近の、この四十八年に近い統計資料でもつて、でき得ればそれの統計資料というものを提示をしていただきたい、これが一つ。いまの点どうですか、資料は。

○政府委員(大倉眞隆君) 最初の二項目につきましては、できるだけ早く調製いたしましてお出しいたしたいと思います。

いろいろなところを聞いてみまして、お出しできる  
最後の項目につきまして、できるだけ広くい  
数字があればお出ししたいと思います。

なんですね。で、その控除額はさつき言つたような状況ですけれども、定率控除、これは百万円まで、それを百五十万円まで二〇%適用、以下三百万円までは一〇%、六百万円までは五%、こういうことで両面適用でやつてあるんですけども、私が前段指摘しましたように、どうしても重税感がつりあって実質増税になつていて、現状は、やっぱり定額控除をもつと引き上げていかなければ、私はだめだと思うんです。ですから、そういうことからいへば、定額、定額、定率といふものの一体どつちに今後改正をする場合にはウエートを置いてやつていくのか、この辺の方向をひとつ明確に教えていただきたいと思います。田中総理は、過日のやつで、大幅減税、それは来年もやりますよと、こう言つているんですから、大蔵省事務当局として、どういう方向でいつたらほんとうに低所得者層に減税を見合つた実感をわかるような減税対策ができるのか、そういうためにどこに一体ウエートを置いてやるのか、そういう方向をひと

○政府委員(大倉國隆君) 今後の方向といたしまして、低額所得層の負担の軽減にもつばら重点を置くという方向が打ち出されるといたしますれば、これは基礎控除その他の人的控除及び給与所得控除の中の定額控除を引き上げるという方向にならうと思います。ただもつばらそのみを行ないました場合には、たとえば、年収二百万円とか、二百五十万円とか、三百万円とかいう一まあいまやそこは中堅ではないのかもしません。中堅より若干下かもしませんが、その辺のことろに減税の恩典がきわめて薄くしかいかないという問題がどうしてもつきまととうわけでございまして、まあ、四年か五年がかりで改正するんだから、一年一年のことを言うなというふうに割り切れれば、ある年には定額控除へどかつといく、ある年には定率控除へどかつといくということがでありますけれども、少なくとも、従来のいろいろな御審議の過程では、やはり改正のつど、それが階層別にどうであるか、世帯人員別にどうであるかということが対前年比較ないことはないと私は思いますけれども、少なからず、いざれにしましても、どこに一番国民の期待する減税のウエートを置くべきかがということは、もちろんその毎年の改正におきまして十分考えなくてはいけない問題でございまするし、たとえれば、いまたまだ御指摘ございましたが、いまの給与所得控除が非常にわかりにくいから、もう上から下まで一律に控除したらどうかという構想も現にございます、ある方面でござりますよと申し上げて、それはわかつていただいておるわけでございます。したがつて、いま言つている構想というのも、一つの考え方を示しておるんだから、そういう考え方

方をはめてみて、階層別あるいは收入別、あるいは世帯人員別に無理がないようにおまえら知惠出せと、こう言われておるわけでございまして、まあ、具体的に四十八年改正にどういう姿になりますが、これはなお少なぐとももう三、四ヵ月お時間をおいただきませんとなかなか結論は出てこないかと思いますが、くどくなりまして恐縮でござりますけれども、低所得者重点であれば定額、中堅を考えるんなら税率なり定率ということ、これは申し上げられますけれども、それをどう組み合わせるかということにつきましては、来年改正までに十分検討させていただきたい、かように考えております。

○戸田菊雄君　まあ、今回の税収歳入等についても、間接税三分の一を占めていますね。これはいままでも何回か指摘をしてきましたけれども、全く逆進性の強いものですから、そういうものが大部分の大衆課税でもって、九割が大衆から吸い取るというかつこうになりましようね。だから、二重、三重の重苦を低所得者層といつものはそのことによつて負担をしているわけですね。これはたゞこ一本吸うんだって、まさか松下電器の会長さんといふども、われわれとあまり変わりないですからね、消費は。そういう面からいけば、この分ぐらいほんとうは所得税の関係で、まあこの分ぐらいと言つたら、これは歳入がなくなつてしまふからとつてもできませんと、こういうことになるでしようけれども、何かそういう点で、私は、もう少し検討してもらひんじやないか。とにかく大幅減税をこれからやると給理自身も言つてゐるんですから、抜本改正をやつて、そうしてやはりこれならばまあ何とか政府のやり方も理解、納得いくわいというような状況に私は、もつていくのがいいんではないかと、こう思うんですね。

さつき資料を提示をしましたけれども、少なくとも、四十七年からは中学校卒業者がもうすでに税金かかっているんですね。それは微々たるものですよ。微々たるものですが、それでも税金がかかっている。中卒三万五千円で三百十円ぐらい税金か

からっていますよ。課税最低限は三万三千円ですか  
が四万四百五十円ぐらいです。税金が七百十円ぐ  
らいであります。大学卒で四万九千八百五十円で  
すから、一千四百三十円ぐらい税金がかかるとい  
う。これは四十八年以降もこういう状況はずつと  
今後継続されていく状況ですが、こういうことにな  
ると、私は、証券労働者（まあいま一番株投機  
その他でもって非常に会社の経営がいいといわれ  
ておりますが、この証券会社の大学卒で、そして三  
十三年つとめて生涯労働の収入額どのぐらいある  
か調べてみた。ちょっとと発表しますけれども、全  
くこれが労働者の生涯の収入かと思つたら情けな  
くなりましたね。そういうことは大蔵省につとめ  
ている皆さんたつてそういう状況になつていてん  
だから、よほど真剣に考えなければこれはだめだ  
と思うのですよ。たとえば、四十七年實金で計算  
すると、学卒三十三年勤続の者で、これは各社の有  
価証券の報告書がありますからね、それを上台に  
して、十五万一千四百六十四円ですよ。平均年齢  
が三十六・二歳。それに十二ヶ月掛けて、三十三  
年勤続で掛けて、退職金一千万と見て、その合計  
は五千九百九十七万九千八百一十三円です。これ  
が証券会社、いいといわれる四大証券、大和とか  
山一とか、そういうところにつとめている大学卒  
業労働者の実態ですよ。これは公務員より上です  
よ。この時期で、三十六・二歳で。これで大体、  
賃金の仕組みもありますけれども、三十六歳から  
十五万円ぐらいになつて、四十歳、ぐらいで格差が  
激しくなつてくるんですね。あと大体上級幹部に  
いくわけですけれども。そういうことで、生涯實金  
おおむね七千万円ぐらいしか入らない。それか  
ら今度差引きは源泉、国税、地方税で約一〇%  
引かれるんですね、七百万。

体大学卒業まで四百万見当だ。しかし、いま医科大學なんか希望するよ、これはとても一千万円以上寄付しなければ学校に入れないというかたこうになるでしょう。だから、とてもこんな計算はほんとうにささやかな計算になつていくわけですか。れども、たとえば、結婚費用というのも含めてずっと差引いてまいりますと、この人の生涯消費生活に回つていく経費というのは一千万円ぐらいいしかりませんよ。五人家族で月平均消費生活はどのくらいあるかというと四万五千円見当ですよ。これがいまの実態ですよ。

そういうものに過酷な七百万も税金かけているんですからね。まさしく生活費に徹底した課税です。これは税法からいつたつて、課税の実態からいつたつて許されぬことだと思うんですね。こういう現状なんですからね。だから、思い切つて抜本改正をするというならば、今後やはりそれ見合うような減税措置をとつていくべきだ。それがなければ自民党急速にもつと下落しますよ、正直言つて。忠告をしておきますがね。何も私自民党に応援するわけじゃないけれども、真剣にやはりそういう労働者、低所得層に対し、いまこそ発想の転換や考え方新たにして取り組む必要がある。机上計画どうのこうのやつている状態じゃないとと思うんですよ。

いま実際ハイヤーなんかに乗つて運転手と話してみてください。頭へくると言ふんだから。もう

物はどんどん上がるし、ギャンブル体制は多くなつていくし、金持つておつたつて、これはとても

価値のあるものじやない、あしたどうなるかわからぬ、こんなばかくせい世の中ないじやないか

と、端的にそういう考え方を持つていますね。これはまさしく政治不信ですよ。だから、そういう面からいって、真剣にいま考えていいとたいへんなことになる。そういう情勢に対し政務次官ひとつ大方針示してください。

○政府委員(山本敏三郎君) 私から大方針を示せと言われましても、それはたいへん酷なことでござります。しかし、先ほど申しましたように、私

は、國民の生活実感からいって、やっぱり節税だといふように考へてゐるということは、事実としておおいかたいといふふうに考へまして、実は、愛知大臣にも、来年度思い切つた税制をもう一ぺん減税を考えるべきじゃないですかということを申し上げ、大臣も、予算でも上がつたら早急に来年度についてひとつ発想の転換をはかるようなりでやつていいこではないか、こう言われていた現状であります。

それから、先ほど来何回もお話をございましたが、ことしの減税は、中小所得者に対する調整と

いう点に主体を置きましたから、先生のおつしやるよう、百五十万階層が一ヶ月給が上がつた場合に収入のふえた分に対する増税分はどうかといいますと、概略計算して五%ぐらい、二百万に

なりますと七%ぐらい、そして三百万階層になると一%、確かに上へいくと減税の度合いがきつくなるという形になつておりますけれども、これ

はやはり税率調整をやつたという関係だと思います。

それからさらに、来年度の問題につきましては、東畠会長からも初任給等について云々といふことも言われておりますし、本年度の独身者の課税最低限を見ましても、ボーナス二ヶ月と仮定しても、三万一千四百円が課税最低限ですから、現在中卒以上みんなかかるといふことは、東畠先生も好ましいことではないといふことも言つておられますので、そういう点を含め、また中所得者を持つていくべきか、低額所得者を持つていくべきか、それで減税額はどの程度か、それから、物価の上昇と見合つてどうすべきかといふような問題について、思い切つてやつていただき必要があると、そういうふうに大臣に助言を申し上げたいと、こういうふうに考えております。

○戸田菊雄君 これは大臣の出席があればあとまた詳しく要請いたしますけれども、四十七年で大

学卒の初月給四万九千八百五十円ですよ。いま東京へかりに一人就職してきたといったら、自後三年間くらいは親はやっぱり学資を送らなければ

生活できないという状況ですよ。アパート借りて、あるいは下宿に入つて——とめる場所にもよりますけれども、いまいがい通勤費とかなんかと

いうものは、実費負担でやつておりますけれども、それだけ学資分ぐらはやっぱり仕送りしないと生活できない。新しいせびるの調達もあれ

ば、いろいろあるのですから、そういうのがいまの実態じゃないですか。だから、せめて中卒とか高校卒は、五年ないし十年は就職しても税金はかかる。大学卒でも三年ぐらいは最低からぬとか、このくらいのやっぱり所得税減税体制といふものの具体的にやつていかない、私は国民生

活が高度経済成長第二位だ、どうのこうのがんばつたつて、やっぱり一貫して二十一位から上がり十九位から上がれないとか、その間のもうとか、十九位から上がれないとか、その間のもうけはだれが持つていいのかといつたら、みんなこれ大企業へいづちやっているんでしよう、正直ね。だから、そういうきわめて格差拡大の現行の経済、政治各般のこの事情といふものをやっぱりほんとうに直していかなければ、私はだめだと思う。だから、そういう意味合いで置いてこれ

は強くひとつ次官からも要請をしておいていただきたいと思うのですね。

そこで、問題は、労働の分配率は大蔵省で資料としてはこれは無理だらうと思うのですけれど、

通産省といふことになるだろうと思うのですが、これはあとで資料を担当省に要求しますけれども、いずれにいたしましても、最近、労働分配率

非常に下がつてきてる。一面、高度経済成長は非常に伸びていいわけでしょう。だから、若干ドル・ショックその他でもつて停滞期にあつたけれども、安定成長、ことしの経済見通しからいって、それをはるかにオーバーしてい

る。大体当初大蔵省では三案を持って検討したんだ

でしよう。九%程度がいいか、八%程度でいいのか、それとも七%で抑えるのがいいのか。ところ

が、結果的に出てきたのは一〇%をこえちゃつた

でしよう。そのくらい高成長を遂げているわけですか。それではないかということを言つておられるよ

うな状況であります。

○戸田菊雄君 山本次官のほうが大臣になれば、

もつと積極的にそういうのをやりそだら期待をしますけれども、まあ実際に私はやつてもらい

たいと思う。ただし、いま全般的に金融政策が引き締め状況に入りましたから、公定歩合、各種金利引き上げ、そういうことでやつてている。相当や

はり金はだぶついてくるでしょう。また、だから、そういう意味合いで、税制的なそういう経済全体がかじのとり方によつてはいくでしよう。そういうことになると、またいま言つたようなことが帳消しになつちやつてどうにもならないといふことだから、経済政策の操作をはじめ、そういう答弁をした内容のいいことについてはもうずばり実行していく、こういうことでひとつこの面は、先のことじやないですか、来年ないし年度内でもけつこうなんですから、そういうことでぜひ私は希望しておるわけなんです。

きょうは時間も来ましたから、これで私の質問は終わりたいと思います。

○委員長(藤田正明君) 午後一時半再開とし、暫時休憩をいたします。

午後零時十六分休憩

午後一時四十八分開会

○委員長(藤田正明君) ただいまから大蔵委員会を開いたします。

休憩前に引き続き、所得税法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行ないます。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○多田省吾君 所得税に入る前に、まず、歳入関係につきましてお尋ねしたいと思います。四十八年度の歳入予算額は、前年度の当初予算に比べまして二兆二千三百億円増加いたしましたが、十四兆二千八百億円という超大型予算になつたわけでございまして、前年度対比二四・六%といふ伸びでございますが、四十七年度予算と比較しまして、歳入構成の中でも最も変化しているものは何と何か、まず、その点をお伺いいたしたいと思います。これは簡明にお願いします。

○政府委員(大倉昌隆君) 質入予算の構成の中におきましては、最も大きく変化いたしておりますのは、前年度剰余金受け入れと申せるかと思います。前年の構成比が〇・九でございましたものが一・五となつております。続きましては、租税及び印紙収入が構成費七七・二が七七・六という

ふうに変わつております。その理由は、租税印紙収入が対前年伸び率で一二五・二という姿であります。また、前年度剰余金受け入れが対前年比二二〇・八という姿であるのに對して、歳入予算総額は一二四・六という伸びになつてあるからでございます。

○多田省吾君 その中で減収したのはありますか、減収を計上したものがありますか。

○政府委員(大倉昌隆君) 歳入項目全体の中では官業益金及び官業收入の項目が対前年八億円減少となつておるようでございます。

○多田省吾君 あとは全部増収になつてゐるわけであります。その中でまつ先におつやつた前年度剰余金受け入れ、これは大体どの程度の額でござりますか。そしてこういつた二千億にものぼるような増収になつた理由ですね、これをおつしやつてください。

○政府委員(大倉昌隆君) 剰余金受け入れの実績で申し上げますと、四十七年度予算、当初予算に計上いたしました数字は九百九十五億円、これに對しまして、四十八年度当初予算では二千百九十七億円計上いたしておりますので、差増額は一千二百二億円、伸び率といたしましては先ほど申し上げました二二〇・八、つまり一二〇・八%の増加になるということでございますが、その内容を見ますと、税収が決算剰余として一千六十七億円、税外の決算剰余が六百二十四億円、この内訳は、財産売り払い百四十三億円、罰科金百三十億円、中央競馬会納付金百十二億円、車両納付三億円、中央競馬会納付金百十二億円、車両納付金六億円、こういうことでござります。なお、国債発行收入は、決算上は予定よりも減つておりますので、国債発行收入の減が三百二十九億円十四億でございます。並びに四十八年度末の予算案によります見込みを申し上げますと八兆三千四百十六億、こういう予定に相なつております。

○多田省吾君 四十八年度の国債発行額は依存度を前年度当初の一七・〇%から一六・四%と落としておりますけれども、発行額は三千九百億円増の二兆三千四百億円を予定しているわけですかために國債整理基金特別会計へ繰り入れる額

はどの程度か、また四十二年以降の定期繰り入れ及び剰余金繰り入れ等による国債償還費の累計額、それから公債残高、これほどの程度になつておりますか。

○政府委員(後藤達太君) お答え申し上げます。

一千百九十六億円の剰余金のうち、国債整理基金特別会計に繰り入れますのは地方交付税の財源充當、こういうものを引き算をいたしまして、その半分を繰り入れるシステムになつておりますので、四十八年度予算におきましては九百七億円でございます。

それから、その次にお尋ねの四十二年度以降の繰り入れ額等公債残高ずっと申し上げますと、四十二年度におきましては、定期繰り入れが四十一億円でございまして、以下四十三年度百四十九億円、四十四年度二百六十四億、四十五年度三百三十六億、四十六年度四百億、四十七年度はまだ見込みでございますが四百五十一億、四十八年度の予算が六百三十一億となつておりますので、合わせまして二千一百七十一億となつております。それから、剰余金の二分の一を繰り入れておるほうの額でございますが、四十二年度が八億でござります。以下四十三年度百十四、四十四年度百十四、四十五年度七十七、四十六年度三百四十九、四十七年度、見込みでございますが、三百六十六、並びに四十八年度、先ほど申し上げました九百七の予算でございまして合わせまして千九百三十五億でございます。

それから、公債の残高でございますが、四十七年度末におきましてこの定期繰り入れの対象となつておりますもの、いわば普通国債でございますが、それが四十七年度末におきまして六兆五百四十四億でございます。並びに四十八年度末の予算案によります見込みを申し上げますと八兆三千四百十六億、こういう予定に相なつております。

○多田省吾君 この剰余金の中で、国債償還なん

ね。これは財政法の許容限度額の八〇%を占める大量発行でございます。このように好況下で自然すけれども、これを無視してまで、こういう膨大な国債発行をしたということはわれわれもちょっとなはずない、これはどういう理由ですか。

○政府委員(長岡實君) 四十八年度の予算におきまして、国債の発行額が、相当な規模にのぼつておりますのは、公債政策の目的と申しますが、そのねらいとするところは、多田委員御指摘のよう景気調整政策の観点から金額を決定すべき面があることは申しますがございませんが、あわせておりますのは、公債政策の目的と申しますが、そのねらいとするところは、多田委員御指摘のよう景気調整政策の観点から金額を決定すべき面があることは申しますがございませんが、あわせておりますのは、公債政策の目的と申しますが、そのねらいとするところは、多田委員御指摘のよう景気調整政策の観点から金額を決定すべき面があることは申しますがございませんが、あわせておりますのは、公債政策の目的と申しますが、そのねらいとするところは、多田委員御指摘のよう景気調整政策の観点から金額を決定すべき面があることは申しますがございませんが、あわせて

たします際に、積極的に国民福祉向上の要請にこだわる規模のものを想定をいたして予算の編成に当たつたわけでござりますが、そのように公債を通じまして公・私部門間の資源分配の是正をはかることが現在急務であるというふうに考えまして、四十八年度の公債発行の規模が認められたという経緯がございます。ただし、四十七年度の公債依存度は、御指摘のとおり、国際的に見ましてもすでに一七%というのは、相当な水準に達しておりますので、税の自然増収が相当程度見込まれる四十八年度におきましては、財政規模に占める公債の依存割合は四十七年度の当初の一七%を少しでも下回るようにという角度から検討いたしまして、一六・四%にとどめたような次第でござります。

○多田省吾君 いま資源配分的あるいは国民の福祉向上とおつやつていますけれども、まあその面はわれわれにとってほとんど向上がない、残念ながら。しかも、こういう大量国債発行に伴う大型予算によつてインフレの懸念性が非常に増大するという点から、われわれにはどうしても納得できない。

で、次にお伺いしますけれども、昭和四十八年度の税制改正前の租税及び印紙収入額は一兆四千百四十一億円、そのうち四十七年度当初の租税印紙収入から差し引いた自然増収額は二兆五千六百五十六億円だと思います。一方四十八年度の歳出増加額が二兆八千百六十三億円となつております。そうすれば、差し引き二千五百七億円が四十八年度に新規に追加される国債発行部分のはずでありますのに、なぜ三千九百億円を追加したのか、その点をひとつ御説明願います。

○政府委員(大倉眞隆君) 多田委員ただいま御指摘の数字を根元にいたしまして過程を御説明いたしますと、税制改正前自然増収、これは御指摘のとおり一兆五千六百五十六億円でございます。これに対しましてただいま御審議をお願いいたしております諸法案によりまして、減税をグロース三千六百六十七億円、増税を三百十二億円という税制改正を予定いたしておりますので、差し引き純減税額が三千三百五十五億円ということに相なります。したがいまして、減税後の税収の増加は、二兆二千三百一億円ということになるわけでございます。さらに、税外収入の増を七百六十一億円見込み、また先ほどお話をございました前年度剩余金の増が、増差額といたしまして、千二百一億円ございますので、これらの項目すべてと、御指摘の公債発行金収入増三千九百億円を合わせますと、歳出増加額と一致すると、こういうことに相なっております。

○多田省吾君 次にお伺いしたいのは、租税及び印紙収入の対前年度伸び率二五・一%、それから公債金の伸び率二〇%という比率について、これをお府はどう考えておるのか、また将来これがどのように推移するかとお考えなのが。

○政府委員(長岡實君) ただいまの御指摘は、租税及び印紙収入が前年度に対して二五%も伸びておるのに、公債の発行額をまた対前年度二〇%伸びますといふような比率はどうなんだろうか。租税収入が伸びる場合には、公債の発行額はある程度押えるべきではないかという御指摘であろうかと

存じますが、先ほどお答え申し上げましたように、四十八年度の財政の規模を策定するにあたりまして、積極的に国民福祉の向上に資するようになります。そういう要請にこたえ得る程度の規模といふことで、対前年度二四・六%の増加を考えたわけですが、その点をひとつ御説明願います。そこで、対前年度二四・六%の増加を参考に申しますと、租税、印紙収入の増加が非常に大きいことは、十分に私ども踏まえながら、公債の発行規模をきめたような次第でございます。ただ、いかに財政の面で積極的に国民福祉の向上にこたえる必要があると申しましても、当然公債発行にはおのずから限度がございますので、先ほど申し上げましたように、公債の一般会計の財政に占める依存率と申しますか、比率を四十七年度よりも下げて、若干でも下げるよう努力をしておきましたが、今後とも経済社会基本計画等にうたわれました、長期的な国民福祉向上等の施策を、財政面でいかに実現していくか、このことを考えながら、また一方においては、当然租税及び印紙収入の対前年増加割合を考えながら、税制改正を予定いたしておりますので、差し引き純減税額が三千三百五十五億円ということに相なります。したがいまして、減税後の税収の増加は、二兆二千三百一億円ということになるわけでございます。さらに、税外収入の増を七百六十一億円見込み、また先ほどお話をございました前年度剩余金の増が、増差額といたしまして、千二百一億円ございますので、これらの項目すべてと、御指摘の公債発行金収入増三千九百億円を合わせますと、歳出増加額と一致すると、こういうことに相なっております。

○多田省吾君 次にお伺いしたいのは、租税及び印紙収入の対前年度伸び率二五・一%、それから公債金の伸び率二〇%という比率について、これをお府はどう考えておるのか、また将来これがどのように推移するかとお考えなのが。

○政府委員(大倉眞隆君) 四十八年度の自然増収見込みは、政府が予算編成と同時に決定いたしましたが、いつも景気がいいときにもかかわらず、税収の伸び率といふものを意図的に低く見ているきらいはないかと、こういう点でありますけれども、四十八年度の自然増収見込みも、いろいろ論議はありますけれども、ちょっと低く見積もつてあるのじゃないかと、このように考えられます。その点はどのようにお考えですか。

○政府委員(大倉眞隆君) 四十八年度の自然増収見込みは、政府が予算編成と同時に決定いたしましたが、いつも景気がいいときにもかかわらず、税収の伸び率といふものを意図的に低く見ているきらいはないかと、このように考えられます。その点はどのようにお考えですか。

○多田省吾君 ちよつと大きな問題ですが、四十八年度の予算は、最重要課題といたしまして、福祉向上、物価安定、国際収支の不均衡是正といふ、いわゆるトリレンマの解決というものを最重

点に考えたといわれ、大蔵大臣も、これまでに例を見ない財政金融政策に対する新たな試練云々と言つておりますけれども、これまでに例を見ない財政金融政策というのは、どういうことをおつしやつておられるのか。

それから、税制上特に留意した点、この二点を具体的にお伺いしたい。

○説明員(田辺博通君) 前段の御質問に対し私は申し上げます。いわゆるトリレンマと称され

ておられますけれども、御質問の点の、同時にこの三つの課題を解決することは、これまでに例を見ない財政金融政策に対する新たな試練である、こ

ういう意味でございまして、と申しますのは、從来のわが国の経済の形でござりますと、景気が非

常にようなりまして、過熱ぎみになりますと、国際取支が赤字傾向になつてくる、いわゆる国際收

支の天井といふものがございまして、その場合に

は景気が過熱しないようにこれを引き締めを行なう、それによりまして、今度は黒字基調に転じて

きた、こういうことを繰り返しておつたのでござりますが、昭和四十二、三年ころから様子がだいぶ変わつてしまいまして、現在の状態は、御承知のとおり、国際収支がかなり大きな黒字基調にあ

りますが、その点に留意いたしまして、一方国内におきましては、国民の福祉の向上、たとえば、社会資

本の整備をはかることは急務である、あるいは社会保障の充実を一そはからなければならない、

こういう課題がございますが、財政に課されましてその課題を十分に達成していこう、こういたしますと、財政からの景気の浮揚力と申します

か、そういう刺激が起こります。そうしますと、あまりそれをやりますと、また同時に、民間の企業活動が一緒に盛り上がってまいりますと、景気

が過熱になつてくる。その場合には、物価の問題に直面せざるを得ない、そのことは、国際収支の黒字幅を縮小する方向には働くのであります。

○多田省吾君 先ほども、国債発行につきましては率は昨年よりちょっと下がったといつても、非常に依存度がござりますけれども、先ほどは資源再分配の問題あるいは福祉向上のためにといふお話しでございましたけれども、社会保険費あるいは福

祉予算だけが、格別に急上昇したということは今までの依存度がござりますけれども、まだ一六%以上に膨大な国債発行でござります。まだ一六%以上の依存度がござりますけれども、先ほどは資源再分配の問題あるいは福祉向上のためにといふお

話でござりますけれども、社会保険費あるいは福祉予算だけが、格別に急上昇したということは今までの依存度がござりますけれども、先ほどは資源再分配の問題あるいは福祉向上のためにといふお

話でござりますけれども、社会保険費あるいは福祉予算だけが、格別に急上昇したといつても、非

常に膨大な国債発行でござります。まだ一六%以上の依存度がござりますけれども、先ほどは資源再分配の問題あるいは福祉向上のためにといふお

話でござりますけれど

には、税の自然増収に応じて公債依存度を引き下げる、景気停滞期においては、また公債政策を活用する余地をつくり出しておくことが必要であるという考え方に基づきまして、その場合の依存度引き下げのめどとして5%という水準が示されたわけでございます。そのような考え方の方は、現在におきましても、いわゆる財政の健全性、弾力性といふものを確保する見地からは、当然私ども忘れではない考え方であろうかと存しておりますが、同時に、先ほど申し上げましたように、四十八年度の予算編成の基本方針の中で、財政規模を決定いたします際に、国民福祉の向上というようなことにこたえ得るような財政規模という角度から、公債の景気調整機能に加えまして、先ほど申し上げましたような資源配分機能をも活用させるこという角度から、今回の財政規模がきまつたような次第でございます。ただ、その資源配分機能の活用という角度から、財政需要が大きければ大きいだけ公債を幾らでも発行するかというような考え方方は私どももとつておりますんで、そのとききどきの経済情勢の推移を見きわめ、また税の自然増収等の傾向も見きわめながら、おおむね妥当な範囲内に公債依存度を抑えようという努力は今後とも続けてまいりたいと、かように考えております。

○多田省吾君 次にお伺いしたいのは、今回の税制改正の目玉の一つが、事業主報酬制度の創設でありますけれども、この制度が所得税の基本税制の本法の中に入らないで、これから出る特別措置の中に入れた理由、これをまずお伺いしたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 事業主報酬制度の創設につきましては、かねてから非常に時間をかけ、また複雑な問題として、税制調査会でも特別の部会を設けていただいて、詳細な御検討をいただいたわけでございます。昨年暮れの税制調査会の答申におきましては、やはりこの制度を創設いたしましたと、給与所得者と事業所得者の間、事業所得者の中で、青色申告者と白色申告者の間、さらに

は、問題の波及いかんによりましては、同族会社の代表役員ないし家族従事員と個人事業者の間に、いろいろ複雑な負担関係の変化がやり方によつては起こり得るから、そういう問題を考えると、いまこの機会にこの問題を所得税の基本的な仕組みの中に取り入れるのは適当でないという申をいただいたこと、これは多田委員よく御承知のとおり、またそれを踏まえての御質問だと思うわけでございますが、それを受けまして、政府といたしましては、一方、何年来的懸案であり、特にこの制度創設を主張しておられます側からの一つの最大の問題点でござりまする個人事業主と、同族法人経営との間の税制上の取り扱いの差異を、何としてもこの際解消すべきではないかといふ問題がございまして、その最後の角度を取り上げて、青色申告を一そろ普及助長し、青色事業者の経理の明確化をはかる、それによつて個人事業経営の明確化、近代化をはかるという特別措置として本件を採用するのが適当である、かような判断に達した次第でござります。

○多田省吾君 次に、事業主報酬制度創設そのものの自体は、一步前進の評価はできるわけでござりますけれども、三千万人に近い給与所得納税者との格差といふものは、従来より一そろ聞くことになりますが、以前から問題になつておりました給与所得者との格差は正のための特別控除、これをなぜ今回の改正で盛り込まなかつたかという点、これはどうですか。

○政府委員(大倉寛隆君) この問題の議論の過程におきまして、確かに御指摘の要素が非常に大きく論議されたわけでございます。したがいまして、税制調査会での審議促進のための一種の仮案が提示されました段階では、みなし法人課税を行なう場合においても、事業主報酬部分について、給与所得控除を二分の一適用してはどうかという考え方もあつたわけございます。しかしながら、今回の御提案申し上げております内容は、その二分の一ということをいたしておりません。

いをすれば、私はほど申し上げました、個人企業と法人企業との間の税制上の取り扱いの差異というところが、そこでまた食い違つてまいります。それを調整するためには、むしろ同族法人の代表者給与について、給与所得控除を削減するという方向で調整するのか、あるいは、みなし法人課税のもとにおいては、同族法人給与の取り扱いと全く同じように、給与所得控除を全額控えるといふことで調整するのかという点が、最後まで議論となつたわけでございますが、結論いたしました。今回、経営実体が法人企業と全く同じであるというところまで判断できる場合には、税制上の取り扱いもほぼこれをひとしくする——厳密に申せばまだ差異は残つておりますけれども、ほぼこれをひとしくするということに、青色申告の育成助長の視点を求めたということでございます。したがいまして、バランス問題としては何が起こつたかと申しますと、今までの制度のとど、一般のサラリーマンと同族法人の代表者ないし役員の負担との間にもしかバランスがくずれていたとすれば、その同じバランスのグループの中に青色が入つてきたということはいえようかと思ひますが、いままでの同族法人の扱いと、一般サラリーマンの負担というものは、まあ、長年そういう仕組みのものとて、それはそれなりにある落ちつきを持つておつたということも申せましようから、その意味で申せば、いわば個人の青色企業でこの制度のものに選択をする方々は、私法上は法人になつていなければ、税法上は法人になつてしまつたというふうに考えるということにならうかと思います。

る事業主であつて、経済的実体は如何に変わることのないにもかかわらず、報酬を支払うという鏡制をとることによって税負担だけを変動させようといふものにすぎない。しかも、事業主報酬の額のきめ方いかんによつて税負担が変動するのも問題がある。と、このように答弁してきましたが、ありますけれども、こういう考え方がいつから変わつたのか。

それからまた、税制調査会では、事業主報酬制度の創設は、事業所得者と給与所得者の税負担が一そく不均衡になるととして創設には反対した。と、このように聞いておりますけれども、その真相はどうなのか。

この二点をお伺いしたいと思います。

○政府委員(大倉眞隆君) 従来の政府答弁で、ただいまおつしやいましたようなことをお答えしておつたと思います。ただ、その前提は、今回御提案いたしておりますような、みなしだ人課税制度ではございませんでした。個人所得税の中の事業所得につきまして、事業主報酬と思われる部分について給与所得控除を適用し、残額については通常の事業所得課税を行なうという考え方での事業主報酬制度についての問題点をお答え申し上げておつたんだと思います。そういう制度でございますると、今までのお答え申し上げておつたことは、やはりそのまま問題点として残されておるだろうと思います。

今回の制度は、みなしだ人課税を選択した個人事業主につきましては、もはや事業所得という概念が分解されまして、給与所得部分とみなす法人所得部分に分解される。その意味で、私が申し上げましたように、税法上だけ法人になつてしまつたという制度自分で任意に報酬をきめられるとして、必ずしも、従来と同じような非難と申しますか、が適用する、というわけでもない。かたがたある程度自分で任意に報酬をきめられるという仕組みはもちろん残つておりますけれども、それを年末なり、申告時期になつて、自分の所得の大さに応じて上げ下げして負担を変えるとい

制度にはなっておりません。これは、事前に自分で妥当と思う報酬額を届けていたので、それを届け出でおりに毎月経理していくべき、源泉徴収もしていたらくという制度になつていているわけでございます。

なお、税調での審議の模様につきましては、詳しく昨年暮れの答申の中に書かれておりますが、特にはじょて申し上げますれば、先ほど来御指摘になつております、一体、所得種類別、あるいは企業形態別の負担というものが、これによつてどの程度動くのか。このところにお問題ありということで、基本税制に取り入れるのは適当でないという御意見のほうがあつては、圧倒的に多うございました。もちろん中には、この制度をとにかく青色育成のために採用すべきだという御意見の委員もおられたわけでございますが、税制調査会は、從来から、少数意見を特記するとか、あるいは採決によるとかいうことをいたしておりません。多数意見のおもむくところで結論を出すという運営をしておられますので、税制調査会の結論といたしましては、いま申し上げたような結論になり、それが答申の内容に盛られておる、そういうことでございます。

○多田省吾君 この個人事業主の税負担を法人並みの水準に引き上げて格差を是正する、こういう方針ならば、現行の青色申告控除、あるいは個人事業税の事業主控除、こういったものを引き上げて調整するが普通ではないか、常道ではないかと思ひますけれども、この点はどうお考えですか。

○政府委員(大倉貞隆君) 正直に申し上げまして、税負担の問題であるならば、四十六年改正で行なつたような青色準備金というやり方もあります。あるいは四十七年改正で創設いたしました青色申告控除という考え方もあるんだと思います。負担の実態を見ながら、青色申告控除の額をきめていくところで税負担としては解決できるんだと、私は依然として思ひます。ただ、問題の所在が、先ほど申し上げましたように、繰り返しく

どくて恐縮でございますが、個人企業と法人企業との税制上の取り扱いの差異を解消してくれといふところにもつぱら力点がございまして、これによつて減税を求めているのではないかということまで言い切つておられるわけでございますので、その意味では、今回のような制度改正という解決の方法しかなかつたというふうに御了承いただきたいと思います。

○多田省吾君 国税庁の方にお尋ねしたいのです。が、昨年、国税庁に納税者の声を聞く専門といふのを中心にして、いろいろ不満や希望がたくさん寄せられたと思います。本にも何だか一万二千五百四十六件なんて書いてあります。その中には、税制に関するものも非常に多いわけでございますが、その中で、所得税に対して非常に不満が強いものは、資料あるかないかわかりませんけれども、大体どういうことがわかつたのですか。

○説明員(吉田富士雄君) ちょっと手持ちの資料はございませんが、私の記憶しているところでは、税制とからめまして、税の負担の不公平の問題が一番多かつたと思ひます。それを税制サイドで申しますと、医者の特別措置の問題。それからもう一つは、最近の不動産売買の実情にかんがみまして、不動産の取引の実態をよく十分な把握が行なわれているかどうかという点が一点でございます。

それからもう一つは、最近の不動産売買の実情にかんがみまして、不動産の取引の実態をよく十分な把握が行なわれているかどうかという点が一点でございます。

○多田省吾君 いままおつしやいました給与所得者自身は、実は税の統計としてはまつすぐ把握しておられませんが、われわれが推定いたしておりますのは、二千四百三十万人でございます。

それから、いまおつしやいました給与所得者自身は、実は税の統計としてはまつすぐ把握しておられませんが、われわれが推定いたしておりますのは、二千四百三十万人でございます。

○説明員(吉田富士雄君) それじゃ、見積もりも入っておりますので審議官のほうから。

○政府委員(大倉貞隆君) ただいま国税庁直税部長が申し上げました四十六年の数字と同じようなつかまえ方をいたしまして、見込みを立てております数字を申し上げますと、四十七年の見込みでは、源泉分の納税者が、二千六百七十九万人、申告分が四百三十七万人、それを合計いたしますと三千百十六万人。なお、今回の税制改正後の四十

百五十九と、件数としても一番多かつたですね。その次多いのがサラリーマン減税をせよ、こういふ件数、これが二百二十八。そのほか所得税の減税として給与所得控除の引き上げ、あるいは有吉さんとの問題にからんでいるかと思ひますけれども、昭和四十六年のしかまだ出ていないと思ひます。ですが、所得税納税者の数、それから、その中で給与所得者納税者の数、これが大体どの程度になつてあるかおつしやつください。

○説明員(吉田富士雄君) 四十六年分でございますが、確定申告者の数は四百三十七万人でございます。それから、いまおつしやいました給与所得者の数は、われわれとして把握していきますのは、源泉徴収義務者の段階で把握しておりますので、給与の源泉徴収義務者は百九十五万人でございます。

それから、いまおつしやいました給与所得者自身は、実は税の統計としてはまつすぐ把握しておられませんが、われわれが推定いたしておりますのは、二千四百三十万人でございます。

○多田省吾君 いまおつしやいました給与所得者自身は、実は税の統計としてはまつすぐ把握しておられませんが、われわれが推定いたしておりますのは、二千四百三十万人でございます。

○説明員(吉田富士雄君) それじゃ、見積もりも入っておりますので審議官のほうから。

○政府委員(大倉貞隆君) ただいま国税庁直税部長が申し上げました四十六年の数字と同じようなつかまえ方をいたしまして、見込みを立てております数字を申し上げますと、四十七年の見込みでは、源泉分の納税者が、二千六百七十九万人、申告分が四百三十七万人、それを合計いたしますと三千百十六万人。なお、今回の税制改正後の四十

八年の見込みといたしましては、源泉分の給与所得納税者が二千八百四十七万人、申告分が四百五十五万人。これを単純合計いたしますと三千二百九十七万人といふことに相なりますが、御質問は、その納税者総数といふことであるといいたしますと、実は給与所得の源泉徴収を受けて、なおかつ申告をするという方の数が近年だいぶふえておりまして、申告所得者の中に相当数そういう方がいらっしゃると思ひますので、総納税者数は、正確なことはわかりませんのですが、だいぶふえておりまして、申告所得者の中には相当数そういう方がいらっしゃると思ひます。

○多田省吾君 いまおつしやいました給与所得者自身は、実は税の統計としてはまつすぐ把握しておられませんが、われわれが推定いたしておりますのは、二千四百三十万人でございます。

○説明員(吉田富士雄君) それじゃ、見積もりも入っておりますので審議官のほうから。

○政府委員(大倉貞隆君) ただいま国税庁直税部長が申し上げました四十六年の数字と同じようなつかまえ方をいたしまして、見込みを立てております数字を申し上げますと、四十七年の見込みでは、源泉分の納税者が、二千六百七十九万人、申告分が四百三十七万人、それを合計いたしますと三千百十六万人。なお、今回の税制改正後の四十

၁၂၁

それで第一番目にお伺いしたいのは、免税点の引き上げということをございますが、昭和四十八年度は、標準家族で百十二万円。しかし、昨年九月の電機労連の標準生計費調査なんか見てみますと、月十六万六千二百二十五円、年に百九十九万円、四千七百円もかかると。こういう実情からいたしまして、私は、まだまだ今後免税点の引き上げなどということは持続して考えるべき問題である。各野党はともに百五十万円を主張しているわけでござりますけれども、昭和四十九年度以降のようないますけれども、お考えになつておるのか、まずこの点をお伺いしたい。

○政府委員(大倉國隆君) これは所得税の基本的な構造の問題の一つでございまして、詳しく述べ上げれば相当の時間がかかると思いますが、多田委員よく御承知のとおり、シャウブ税制ができるまで以後、四十五年改正まで長いこと所得税の税率は五%刻みでてきておりました。また、その5%を適用する階層——私どもプラケットと申しておりますが、そのプラケットの刻み方を、いわば幾何級数的に刻んでおりました。端的に申せば十万円、二十万円、四十万円、八十万円、百六十万円というような刻み方をしておつて長く続いておつたわけでございます。そういう構造に伴つて出てまいります問題点というものをしさいに吟味していただきましたが、四十三年夏の税制調査会の答申でございまして、これを受けまして改正いたしました後の姿が、いまおつしやいましたように中以下の階層につきましては限界税率の上がり方の幅を小さくする、つまり2%刻みにする。まん中へいつて3%刻み、上へいつて4%刻み、一番上で5%刻みにするということにして、しかも、適用のプラケットのつくり方をいわば算術級数的に置きかえる。三十万でつくれば六十万、九十万。それを改正して四十万でつくり八十万、百二十万というふうに、いわば算術級数的につく。そういう技術を用いた結果がどうなったかといふことは、中以下の階層におきまして累進度が非常に緩和されたわけでございます。それが実効税率のカーブとしてこらんただけば、四十三年以前の所得税の実効税率のカーブ——カーブの傾値を考えましても、非常にこの辺は負担が急上昇する傾向にあります。これは当然、所得の増加に伴つて、一つには税率を変更する必要がありますけれども、この税率区分も、高所得者部分ほど急上昇するような方式に改めたほうがよろしいんじゃないいか、また改めるべきではないかと考えるのをございますが、この税率の問題は、将来の問題としてどうお考えでござりますか。

斜そのものは税負担の総額によつて左右されますけれども、カーブの描く姿は、累進税の累進度が中以下の所得層において大きく緩和されるという姿の改正を二年がかりでやらしていただいたわけですがござります。したがいまして、今後とも所得税の構造のあり方としては、私は、いま持つておりますような構造のほうが、昔の日本の税のよくな、あるいは一部の国にあるような税率の階段を、階段と申しますよりも限界税率の刻み方を大きくしておいて、適用ブレケットを幾何級数的にふやすというものよりはいいだらうと。この私が採用させていただいている税率が、実効税率の累進度をながめる場合には最も難のない姿になつてゐるのだらうと思ひますけれども、なお、この問題は、今後とも基本問題でございますから十分研究させていただきたいと思ひます。

なお、もう一つ御指摘の中にございました、所得が動き価値が動いた場合に税率のブレケットをいまのままにしておいてはいかぬではないか。と、これはそのとおりだと思います。これは御指摘のとおりだと思ひますが、まあ、しかし、この税率のほうは、毎年毎年手をつけるというわけにもなかなかまいせんが、適当な間隔を置きまして、終始その時点での所得水準なり所得階層の大さいに応じた調整を加えていくべきものと、このように私どもは考えております。

○多田省吾君 このたびの改正で事業主報酬を認めたわけでございますが、今後はサラリーマン減税を、四十八年度では非常に少なかつたわけでござりますから、四十九年度は根本的にはかるべきである。あるいは税制に関する国税庁に対するいろいろな要求にしましても、給与所得控除の引き上げとか、あるいは税率の問題も出ているわけであります。田中総理も、衆議院で、四十九年度改正では大幅にサラリーマン減税をしたいと、こういう考え方を述べたといわれておりますけれども、中には、収入の三〇%を一律に控除するんだとか、あ  
りはことしに引き続いて課税最低限の大軸引き上げとか、また税率の問題、いろいろな改正の一

かたがあるわけでございますが、大蔵省としては、四十九年度改正、サラリーマン減税の方向はいま現在どのように考へておられるのか。  
○政府委員(大倉鶴隆君) 四十八年度改正を御審議いただいたておる最中でござりまするので、四十九年度改正についての具体的な作業は申しあげございませんがまだ進めておりません。しかし、考え方といたしましては、大蔵大臣も何回か御答弁申し上げておるよう、所得税減税はできるだけ考えたい。その場合、サラリーマン減税が中心にならざるといふ考え方でやつてみたいということをおっしゃつておるよう思います。その具体的な方法といたしまして、けさほども実は御議論出ておったかと思いますが、一律三割控除というのではなく、いまの制度が複雑過ぎる、わかりにくいという意味で、確かに一つの御指摘であろうとは思ふんでござりますけれども、多田委員よく御承知のとおり、いまの給与所得控除の仕組みは、たとえば、年収五十万円でござりますると、控除割合といたしましては四五・六%になつております。大体年収百万円では三一・八%になつております。大体年収百二十八万円までのところは三〇%よりも多い年収五十五万円でござりますると、控除割合といたいわけです。したがつて、一律に三割控除を適用するというのは、実は年収百二十八万をこえる人だけに減税があつて、その下の人にはほうつておけばむしろ増税になると、そんなことできないと思ひますけれども、ほうつておけばむしろ増税になる。百二十万円の人は増税も減税もなし、ゼロと。こういうことになりますので、いまの御提案をなさつておる向きに對しましては、私ども実はこういう問題が隠れておりますから、階層別に収入金額別に今までの負担に比べて無理がかないように、しかし、趣旨としてはなるべくわかりやすくして、しかも、中以下の所得層に減税がいくように、そういう姿でひとつくふうさせていただきたいということを申し上げておるのがいまの段階でございます。

かたがあるわけでございますが、大蔵省としては、四十九年度改正、サラリーマン減税の方向はいま現在どのように考へておられるのか。  
○政府委員(大倉鶴隆君) 四十八年度改正を御審議いただいたておる最中でござりまするので、四十九年度改正についての具体的な作業は申しあげございませんがまだ進めておりません。しかし、考え方といたしましては、大蔵大臣も何回か御答弁申し上げておるよう、所得税減税はできるだけ考えたい。その場合、サラリーマン減税が中心にならうという考え方でやつてみたいということをおっしゃつておるよう思います。その具体的な方法といたしまして、けさほども実は御議論出ておったかと思いますが、一律三割控除というのは、いまの制度が複雑過ぎる、わかりにくいという意味で、確かに一つの御指摘であろうとは思ふんでござりますけれども、多田委員よく御承知のとおり、いまの給与所得控除の仕組みは、たとえば、年収五十万円でござりますると、控除割合といたしましては四五・六%になつております。大体年収百円では三一・八%になつております。大体年収百二十八万円までのところは三〇%よりも多い收めますけれども、ほうつておけばむしろ増税になります。百二十万円の人は増税も減税もなし、ゼロと。こういうことになりますので、いまの御提案をなさつておる向けて対しましては、私ども実はこういう問題が隠れておりますから、階層別に収入金額別に今までの負担に比べて無理がかないといふことを申し上げておるのがいまの段階でございます。

一番大きな問題でございます。それがなかなかやで  
きないということで、こういつたいろいろな方法  
が考えられるわけでございますけれども、これは  
当然あつてしかるべき問題でございます。

それから、申告納税にせよといふ問題、これもいろいろな理由を設けてなかなかやろうとしている。そのほかサラリーマンからは、現物給与の非課税限度額引き上げとか、あるいは通勤手当の全額非課税とか、あるいはパートタイマーへの所得税減税とか、こういったものも非常に強く要求されておりますけれども、こういった要求に対してもどうお考えになりますか。

質問をいたしましたが、まず必要経費の実額控除という考え方、これは長年議論され、また近来特にその声が強くなつておるということは、私ども十分承知しておるつもりでございます。ただし、またそんなことを言って逃げまわるといっておかりを受けたかもしませんが、そういう意味でなしに、ほんとうは必要経費というのは一体何であろうかと、どこまでが必要経費であろうかといふことが、実はます解決すべき最大の難問でございます。せびろを買つたらそれは全部必要経費だとか、あるいはワインヤツの洗たく代というのは、どこまで必要経費だとか、外で食事をしたらどうなるのかというような、もろもろの問題がすくべである程度のコンセンサスができてしまいませんと、実額控除というときに、いたずらに争いばかりが起つてしまふという危険がある問題でござりまするので、私どもなりに給与所得者の必要経費というのは、一体どの範囲までのものであるのかというのを一生懸命勉強はいたしておりますけれども、遺憾ながらなかなかこれだという結論が出てこない。したがつて、そういう情勢のもとにおきましては、先ほど申し上げましたように、かなり高い控除割合にすでにいまの給与所得控除がきておりますので、この給与所得控除の中でも、言われております必要経費というものは、ほとんど完全に吸収しきれておるのではないかと私は思ふ

ども思つておるもんでござりますから、その意味で、給与所得控除という方式を用いたほうが現実的ではなからうかと思つておるわけでござりますが、しかし、最初に申し上げましたように、ますますその声の強くなつてきておる問題でござりますから、今後とも私どもとしてできるだけの勉強は続けさせていただきたい、かようにも思います。

第二点の、現物給与の問題につきましては、これもまたおしかりを受けるかもしませんが、実際現物給与というのは、相なるべくは現金給与に切りかわしていくということのはうが、いろいろな意味でむしろ望ましいんではなかろうかなという気もいたします。まあ、しかし、それは賃金体系の問題でございますから、税のサイドからとやかく申すのはおかしいのかもしれません、現物給与についての非課税限度というものを、税でどんどん引き上げていくということは、それは税制としてもやや疑問があると、むしろ現物給与といえども、それは給与としてその方の所得を構成する、その大きさに応じて負担をしていただくということにならないと、現物給与の形をとれば、実質所得があふえても、税を払わないで済むということは、必ずしも制度として万全とは申せない、むしろ現物給与の非課税というのは、ある意味での少額不追及と申しますか、そこまで重箱のすみをつつくようにして、おまえこれは現物給与じゃないかとまで言わなくてもいいじゃないかといふような感覚でてきておる制度ではなかろうかと私どもは思っております。

通勤手当の問題は、御質問のように、現在は定額であります。必要であろうと思われる部分までは非課税ということにいたしておりますが、通常必要であろうと思われる部分というものが、またなかなか税務だけでの判定もむずかしいということなどがございまして、原則として人事院の国家公務員に対する通勤手当の勧告にそのまま税が乗るということで処理をさせていただいておるわけでございます。  
○多田省吾君 それからペートタイマーは。  
○政府委員(大曾根隆君) 失礼いたしました。

ます中心の問題は、奥さんの収入がどの程度までならば、だんなさんの税がどうなるかというあの問題だと思います。その十五万円というのは、給与換算您的所得が十五万円までの場合には、だんなさんはうにも配偶者控除を認めるということになつておられます。その十五万円といふのは、給与換算いたしますと——ちょっといま正確に申し上げますが、所得で十五万円でござりますので、給与の收入としてはもっと大きくなるわけでござります。そこまでは奥さんはもちろん課税されないし、だんなさんはほとも配偶者控除を与えられる、そこよりも上になりますと、奥さんのほうはまだ課税は起らぬいんです、奥さんのパートタイムの収入には所得税はかかるいんで、だんなさんのほうの所得税について配偶者控除がなくなつてしまつという問題があります。おそらくその点の御指摘だらうと思います。先ほど申し上げました十五万円というのを、給与の収入に換算いたしますと、今度の改正案の平年分では三十四万八千円でございます。したがつて、階段がいわば二つあるわけでございまして、三十四万八千円までならば、奥さんの税はからず、だんなさんにも配偶者控除がある。それから、独身の課税最低限でございます、約四十四万円だったと思ひますが、平年分で。そこまでであれば、依然として奥さんは税金はからなければども、だんなさんの配偶者控除がなくなつて、だんなさんの税が、配偶者控除掛ける限界税率分だけふえる、こういう問題がございます。これは収入がちょっとふえたらだんなさんの税が変わるという問題を基本的に解消するためには、むしろ、奥さんの所得額を、だんなさんの配偶者控除額から差し引くということにいたしますと、ある水準を越えたときに、急にしても、扶養親族の所得があれば、その所得の分だけは扶養控除を減らしていく、所得があふえるにいたしますと、ある水準を越えたときに、急に一つの段差ができるという問題は片づきます。事実シヤウブ税制のころの考え方はそうでございました。奥さんにかかわらず、扶養親族でございまして、扶養親族の所得があれば、その所得の分だけは扶養控除を減らしていく、所得があふえるに従つて落ちる、そうすれば段差は消えるのでござ

○多田省吾君 次に、未成年労働者あるいは勤労学生に対する所得の非課税措置、これが四十八年度の税制改正でなぜ検討されなかつたのか、これまた、ございままするし、そこまでいわなくともいいではないかというふうに割り切つているのがいまの制度でござります。したがいまして、この問題は今後とも、十五万円という所得限度がいいか悪いかという問題とあわせまして、制度的に改正するかどうかを考えさせていただきたい、かよう思ひます。

それから第二点は、今度東畠会長が、四十九年

度税制改正では、未成年労働者を非課税にしたい、こういう意向を漏らして、田中総理も前向きに検討したいというような答弁をしているわけですが、さいますけれども、その場合、労働学生についてはどういう考え方なのか。これは総理じゃないとわからぬと思いますけれども、大蔵省としては、四十九年度の改正で、未成年労働者とともに、労学生に対してどういう考え方を持っているのか。この二点をお伺いします。

○政府委員(大蔵官房監督君) 未成年者問題は、かねてからいろいろ御論議をいただいておりまして、四十八年度改正におきましても、なおざりにしておつたというわけではないでございますが、諸般の経緯から、四十八年度改正におきましては、この問題を取り上げるということはなされませんでした。先般来、当委員会でも御質問があつたかと思いますし、衆議院大蔵委員会、あるいは予算委員会などでも御論議が出ておりまして、総理大臣、大蔵大臣とともに、未成年の給与所得者が、相なるべくは所得税を負担しないで済むことなどができれば、考え方としては非常に望ましいことだと思う。一舉にそこまでいけるかどうか、はまたおのずから全体の姿を見ながらやらないで済むこと、ならぬと思うけれども、方向としては、そういう気持ちを胸に持つてやっていきたい。という旨の答弁をしておられると思います。ただ、そ

が具体的なやり方といたしまして、未成年者控除という特別の控除をつくることによるのか、あるいは未成年者の実際の給与水準を見ながら、いわば自身の給与所得者の課税最低限を引き上げて、実質的に所期の目的を達する方向へいくという方式のほうがいいのか、その辺はもう少し研究をさせていただきたいということもつけ加えておられると思います。

いずれにいたしましても、この問題はやはり御論議をいただいておるわけでございますし、四十九年度税制改正におきましては、形はどうであれ、そういう思想をできるだけ織り込みたいし、そういうものとして、四十九年度の所得税改正を考えてみたいという気持ちでございます。なお、その場合に、勤労学生控除なり、勤労学生の負担がどうなるかという問題もあわせて研究いたすことにならうと思いますが、かりに、自身の給与所得者の課税最低限を、いま申し上げたような感じで引き上げの方向に努力するといったまことに、そのことは同時に、勤労学生の課税最低限を、いわば自動的に引き上げていくことになります。それが一つの解決である。かりに、未成年控除といふうな特別の控除をつくるとなれば、その控除額がいい悪い、またその控除と勤労学生控除との重複関係をどう考えるかというような、ある程度技術的な問題にならうかと、さように考えております。

○多田省吾君 次に、寄付金控除でございますが、これは控除限度額を所得の一五%から二五%に引き上げたわけでございまして、昭和四十六年における寄付金控除の適用状況、これは何も階層別でなくともよろしいのですが、大体何人くらいあって、金額はどのくらいか、それから、寄付金控除額はどのくらいか、それから、できれば項目、いろいろあると思うのですが、その項目は大体どの程度になっているのか、可能な限りひとつ簡明にお答え願いたい。

○政府委員(大倉眞隆君) 私どもでわかる限りの資料を調査室のほうへお届けいたしましたので、

当委員会の調査室でおつきりになっておられます

参考資料の二一ページに入つておるようでござります。これで申し上げますと、四十六年分の所得

税の寄付金控除の適用を受けられた方の総人員は五千三百六十人、寄付金額の総合計が二十一億九千六百万円、これに基づきます寄付金控除額が十六億四千万円ということをございます。なお、たりの寄付金は五十九万六千円、一人当たりの寄付金控除額は三十万六千円。なお、階層別もある程度わかつておりますので、なお、御質問があればお答えいたしますが、寄付の相手方別の統計というのは実はございませんので、その点は資料の持ち合わせはございませんので、御了承いただきたく思います。

○多田省吾君 いろいろな項目はわかりませんか、どういうものが一番多いかというやうな

○政府委員(大倉眞隆君) 税務統計では、申しわけございませんが、そういう統計項目をとつてお

りませんのですから、総体としてどうかということが遺憾ながらわからぬのでござります。た

だ、両三年前に都内の一、二の税務署である意味

の実態調査的なことをやつたという記憶があるわ

けでございますが、そのときには、やはり社会福

祉法人とか、学校とか、そういうところへの寄付

が非常に多かつたという印象を持つておるそぞ

こざいます。

○多田省吾君 所得税法第九条に規定する非課税所得といふものは、この前も質問いたしましたけれども、社会保険政策的なもの、あるいは控税力のきわめて乏しいもの、実費弁償的なものをあげて規定しておりますけれども、十分な控税力があ

りながら、所得の捕捉が困難であるとか、あるいは税務執行上の面、行政上の便宜から非課税所得をしているというものが一つあるわけです。これ

はこの前のいわゆるキャピタルゲインに対する課

税、有価証券の個人の譲渡益と、それから、選挙時における立候補者に対する政治献金だと思いま

すけれども、この二つは、これは性格から考えても、特別措置法に規定すべき問題です。それか

ら、できればこの二つとも非課税にしないで、課税してもよろしいのではないか。立候補したときの陣中見舞についての非課税なんということは、そんなに適用されおりませんし、実際、こういうものが適用されているかどうか、つかんだことがあるのでですか。

それから、キャピタルゲインの課税、これは前からいわれているよう、これは当然課税すべきだということが多いわけですからこの二つは、やはり非課税じゃなくて課税する、課税するにしてものじやない、別途特別措置に規定すべきものではないかと、このように考えますけれども、どのようにお考えでござりますか。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいまおつしやった

ような御論議は確かにあります。特別措置というふうに呼びならわされておりますものの中でも、規定の場所が必ずしも特別措置法にあるとは限らないというものが現状でござります、その意味では、今後の問題といたしましては、規定すべき場所をどこにするかというの御指摘のよう

な趣旨も体しまして、そのつど十分慎重に判断いたしたいと思います。まあ、譲渡所得の非課税はずいぶん前、もう二十年ぐらい前に入つた規定でございまして、そのころには、必ずしもそれを所

得税法に規定するか、措置法に規定するかといふことを、それほど詰めて議論していかなかつたのか

もしそれませんが、今後は、御指摘の趣旨を含めま

して、そういう角度からも法案の立案に十分注意いたしたい、かように思います。

○多田省吾君 次に、人的控除の引き上げの問題

ですが、今回は、老年者控除、寡婦控除、勤労学生控除、これは現行の十二万円から十三万円、一万円アップ、非常にこれはみみちいわけです。障害者控除も十二万円から十三万円、一万円アップ。老人扶養控除は十六万円から十九万円、三万円アップですか、それにも、非常に少な過ぎる控除引き上げではないかと思ひます。これ

は四十九年度からは、この控除の引き上げをもつて、できるだけこの二つとも非課税にしないで、課税してもよろしいのではないか。立候補したときの陣中見舞についての非課税なんということは、そんなに適用されおりませんし、実際、こういうものが適用されているかどうか、つかんだことがありますか。

○政府委員(大倉眞隆君) こういういわゆる補充的控除と申しますが、そういうものについて申します。それで申し上げますと、四十六年分の所得

はと大きく考えるべきだと思いますけれども、これはどうお考えになりますか。

○政府委員(大倉眞隆君) こういういわゆる補充的控除と申しますが、そういうものについて申します。それで申し上げますと、四十六年分の所得

は、この試算ではなかなか少ないんじゃないかな、これはもつと大幅にこの物価調整減税というのを考えなければならない問題じゃないか、これが第一点です。

第二点は、これ関連した問題でござりますけれども、最近のいろいろな経済指標にあらわれた物価動向というのが、非常に上昇に多いわ

社の買占め問題、こういったことを起こしておられますので、三月末の東京都の消費者物価が前年同月比の9%，このように急上昇している。東京の消費者物価に限っては、四十年来最高の上昇率でございます。これは一部の商品投機のみじやない、もう一般的なことはインフレとも考えられます。で、政府経済見通しの五・五%におさまる見込みは全くない。そうしますと、五・五%の試算基礎は、もうくずれ去つたと見るべきで、こういう点からもっと物価調整減税所要額を改正すべきじゃないか。それから東畑会長なんかも、四十八年度補正予算において云々と言つておりますけれども、田中總理はこれを否定しておるわけでござりますが、これは当然考えていい問題だ。

で、諸控除を引き上げた場合の所要減税額でござりまするので、新たに納税者に入ってくる方々についてのみの調整額ではございません。全納税者を対象として計算してみた数字でございます。物価が現在の政府見通し以上に急増するようなことがあった場合には、年度内でも減税をすべきではないかという御質問が、衆議院予算委員会でございまして、その委員会の席に私も入らせていただておりますが、大蔵大臣は、とにかく政府としては、五・五%におさめるために最大限の努力をするので、いま五・五%を突破したというときの御返事をいたす用意はございませんというふとを繰り返し申しておられたわけでございますが、御質問が何度も重なりまして、もし、そういうことが起つたら必要な措置をとるのか、こう言われ、それは必要な措置を考えるということになりますと答えられ、その必要な措置には減税も含むのかと言われて、減税を含んで検討いたしましたというふうにお答えになつたと、そういう経緯がござります。それを受けまして、衆議院大蔵委員会では、田中総理大臣に対しても同様の御質問がございました。田中総理大臣は、減税そのものはやはり予算編成の一環として各年度で考えるというのが筋だと思う。したがつて、物価の動きには十分注意を払うけれども、そういう問題を含めて減税というものは年度改正において考えたい、こうおっしゃつたのでござりますから、二人違うではないかという御指摘かとは思いますけれども、基本においてそう違つておるわけでもないんではないかという気もいたしますが、その辺はしかし、それぞれの大臣にもう一度お確かめいたしかしないのかもしませんですが、今後も、しかし、物価の動きというのは常に税負担のあり方に関連して非常に大きな要素であるということは、これはもう申し上げるまでもないわけでございまして、今後の税制改正につきましては、この物価水準の動向というものを十分考慮して、適切な改正をやらしていただきたいと、かように考えております。

○栗林卓司君　今回の改正の御提案を含めて一言で言いますと、所得税の仕組みそのものは大きく残しながら、いろいろ問題があるので緩和をしていい、こういうようによく受け取れるわけです。しかし、その仕組みを残しながら緩和ということだけではなくて、全体についていまの時代から見てどうなんだろうか、そういう見直しもそのつどしてみるとべきではないんだろうか。そんなところから、具体的に通勤手当を例にあげてお伺いをしたいと思います。

当がたくさん出る。ある人は近いから通勤手当がほとんど発生しない。果たして、いる業務の役割りに差がない。したがって、これは雇用している企業側から見ると、よけいに給与を払っている、こういうものが話の出発点の前提にあるんだ。どうかどうかまずお伺いします。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、非常にむずかしい問題を御提起になつて、いると思うのでござりますが、給与体系の考え方自身に実は二つあるんではないかと思ひます。何と申しますか、荷物扱

○政府委員(大倉眞隆君) 仕組みとしての考え方では、むしろ通勤手当も給与の一形態であつて、これを給与の収入に取り入れて、収入の多い人は多いうなり、少ない人は少ないなりの負担を求めるという考え方がありますから、どうお考えでござりますか。

当がたくさん出る。ある人は近いから通勤手当がほとんど発生しない。果たして、いる業務の役割りに差がない。したがって、これは雇用している企業側から見ると、よけいに給与を払っている、こういうものが話の出発点の前提にあるんだ。どうかどうかまずお伺いします。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、非常にむずかしい問題を御提起になつて、いると思うのでござりますが、給与体系の考え方自身に実は二つあるんではないかと思ひます。何と申しますか、荷物扱

いしては恐縮でござりますが、自宅渡しと工場渡しといふような——荷物扱いなんてまことに比喩が悪くて恐縮でございますが、給与といふものは、職場に来てから働いてもらう、その部分に対して払うだけなんだという考え方と、そうではなくて、自宅からここへ来てもらうまでの費用もカバーするようなものを払うのが給与だという考え方と、どうも両方あるたうでございます。私の乏しい知識の中では、前者のような考え方は、比較的歐米には多いようでございます。しかし、日本の場合にはどうも後者のほうが圧倒的に多い。まあ、そういう現実を踏まえながら、税のはうも仕組んでいくということになるのではないかと思つております。

○栗林皇司君　おつしやるようすに、歐米のほうでは、どのような通勤手段、どのような距離から通おうとも、それはおまえの負担だ。あくまでも、給与といふのは、働いている事業所の仕事のやり方できめるんだ。これが歐米に強いやり方だ。賃金といふのは、それぞれの国の歴史をしようわけですから、歐米がそうだから、日本でもそうだといふことにはなりません。したがつて、通勤手当を、全額か一部かは抜きにして、とにかく負担をしてきた。これは事実としてまず認めなければいけませんし、負担をしてきたものを所得税の対象としたとまず見たわけです。その見た理由といふのは、実は可処分所得がそれだけふえた、そういう読みかえをしたわけですか。

○政府委員(大倉貞隆君) 一番最初の千三百七十億円という計数は、これは五・五%という前提

正をやらしていただきたいと、かように考えております。

○政府委員(大倉眞隆君) その角度からの分析といたしましては、栗林委員がおっしゃるとおりだと思います。ただ、それが給与であるかどうか、これはまあ実態に応じて判断する問題である。それからまた、可処分所得が減つておるというところも、これもまあ確かにございますが、その可処分所得の減つている部分が、一体生計費の一部であるのか、必要経費的なものであるのか、これはまだおのずから別の議論が出てこようかと思います。むしろ、元に戻つて恐縮でございますが、そういうものは自己負担であるべきだという考え方をたどつていきますと、それは通勤時間の近い方はそれなりに、たとえば、住居費が高いかもしない。遠くなれば遠いなりに、住居費は割り安いであるかも知れない。それらすべては、被用者の判断としての所得の処分の形態の問題であつて、必要経費の問題ではないんだという、まあ冷たいと申しますか、何と申しますか、そういう突っぱねたものの考え方というものはやつぱりあるであろうと思ひます。

○栗林卓司君 この問題というのは、そういう議論が出てきます。そこで、そのつど見直しの必要はあるまいかということで、質問しているのはそ

こなんです。それが通勤費といふのは、個人が負担すべきものである。あるいは企業が手当てをして負担すべきものである、云々という議論といふのは、実はそのときの状況から見ますと、勤務と自分の住居の関係がそれぞれ自由に選択できる場合、これはおまえの負担だと言われてあまり文句が言えないんです。ところが、いま日本の企業というのは、いまに限らず、終身雇用です。終自由雇用している会社がどこに立地をするかということには、働いている人は参加もできなければ、決定権にあずかれないと。したがつて、まずつとめたら、それつきり。あとは、どこに立地されるかはわからない。加えて配置転換ということになりますと、これは完全にもう自分の自由意思を抜け出している。加えて、自分の住居を求める、自由に選択できますか。両方とも不自由なんですね。そ

うなつていった場合に、この通勤手当というのはどう見たらいいのだろうか。確かに所得税といふことになりますと、よくいわれますように、これが国民の負担能力に適した租税である。所得の再分配に効果的に寄与し得る租税である。そういうものになじむ所得などと、もうこれはいまおつしやつたことは、十年前の理屈ならよくわかるんです。そのころよく言われました。住宅手当、家族手当あるいは通勤手当ということが、当時のたいへん新しがり屋の経営学者がたくさんいたころ問題になつた。いまになりますと、両方とも選択できない。そのときに、これが所得税の対象としてほんとうになじむのか、あらためてお伺いしたい。

○政府委員(大倉眞隆君) まことに鋭い御指摘なもございますが、やはり私は、いわば青天井で、幾らかろうとも、どのように多額であろうとも、それはそもそも給与の一形態ではない。したがつてまた、本来收入と考えるべきものでないというところまでは割り切れないというふうに感じております。

○栗林卓司君 大蔵委員会の議題から少し離れるかも知れませんけれども、個人が負担したほうがいいのか、雇用主である企業が負担したほうがいいのか、この辺について、一つの例をあげながら御意見を伺いたいと思います。

四十五年度の国勢調査によりますと、一日、東京都区部に外から入つてくる人、通勤、通学者、

百九十九万人。都区部から外に出していく人、三十一万人、合計すると二百二十一万人という数というわけです。ところが、東京都区部に住んでいる人

が、東京都区部に勤務地をかりに求められたとし

たら、三十一万人は出でていなくていいんです。

したがつて二百二十一万人動いていた数というの

は百五十九万人に減るんです。何とそれだけで二割減なんです。これがいまの過密問題であり、交

通問題であり、きわめて今日的な都市問題になつてゐるわけです。そのときにこれをどう解決するかということになると、住宅政策をどんなにいじ

つたつてだめなんです。これは雇用先と住居との非常に錯綜した関係で成り立つてくるわけです。

機関を——これは鉄道です——交通機関を利用す

る場合は六千円、自転車を利用する場合には片道二キロ以上十キロ未満が千円、片道十キロ以上が

千八百円、こうなつてゐると思う。自動車はどうなりますか。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、国家公務員の場所の取り扱いは、自転車と自動車は同じだそ

うことかと言いますと、四十五年の調査でもそう

だと思ひますけれども、こういう都市部は別にしまして、地方に参りますと、自動車しか通勤手段

がないんです。想像以上に非常に高い率の人たち

がマイカーで通つている場合があるわけです。企

業のほうはどうするかというと、マイカーだから

といって、何もかも持つわけにいかぬ、そこで公

平を期する観点から、あなたが鉄道を利用したとすれば当然かかるであろう額までは見ましよう

と、いかがお考えになりますか。

○政府委員(大倉眞隆君) ちょっと、申しわけないのですが、栗林委員のおっしゃつております、なるべく職住近接ということと企業を指導し、あ

るいは今後の企業立地、住宅開発を考えれば、実

質的にいまの過密問題のかなり大きな部分が、そ

の点によつて解決し得るんではなかろうか、そ

の点は、私も、しろうとなりにそだらうなど、

こう思ふんでございますが、ちょっと、申しわけ

ないんですか、そのことと、通勤手当はすべて給

与とすべきでないということとのつながりを、お

それ入りますが、もう一度、ちょっと、おっしゃつ

ていただければたいへんありがたいと思います。

○栗林卓司君 問題意識としてとどめて、次の聞

き方をします。

現在、通勤手当の非課税限度というのは、交通

機関を——これは鉄道です——交通機関を利用す

る場合は六千円、自転車と同じだそ

うことになりますと、よくいわれますように、こ

れは国民の負担能力に適した租税である。所得

の再分配に効果的に寄与し得る租税である。そ

うものになじむ所得などと、もうこれはいまお

つしやつたことは、十年前の理屈ならよくわかる

んです。そのころよく言われました。住宅手当、

家族手当あるいは通勤手当ということが、当時の

たいへん新しがり屋の経営学者がたくさんいたこ

と申しますが、何と申しますか、そういう突っぱ

ねたものの考え方というものはやつぱりあるであ

らうと思ひます。

○政府委員(大倉眞隆君) まことに鋭い御指摘な

もございますが、やはり私は、いわば青天井で、幾らかろうとも、どのように多額であろうとも、それはそもそも給与の一形態ではない。し

かも知れませんけれども、これが所得税の対象と

してほんとうになじむのか、あらためてお伺いし

たい。

として自転車並みでいいのかねという話もあるような氣はいたしますけれども、その辺をお手当としまして——ですから、その辺のところもにらみ合わせながら、なお研究させていただきたいと思います。

○栗林卓司君 要するに何のことやらわからぬ。そこで、いま、ここでお立場上即答することができないとしても、これもそのつど見直す必要があるんじゃないかという一環なんです。従来はそういつたかつこうでやつてまいりました、やっぱり変わってきた、そのつと、いいんだらうかといふことは見直していただきたいと思いますし、いまの件については至急御検討いただきたい。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいま、まことに歯切れの悪いことを申しまして恐縮でございましたが、ちよつと、私の頭の中にございました点だけ申し上げて重ねて御了承いただきたいと思いますのは、実は、先ほど他の委員の御質問にもお答えいたしましたときに、通常必要とする通勤手当の額まではそのままこちらもそれを受けとめて非課税としよう、違う基準を持ち込むと、なぜ、手当はこうなのに、税はこうなるんだということになるものでございますから、その意味では、いままでもそうであったように、人事院勧告にそばつと乗れるということが一番まぎれが少ないので、そういう意味で、人事院勧告自身がちよつとどこか変なのがなという、そんな気もしたるものでござりますから、まことに歯切れの悪いことを申し上げましたが、まあ、しかし、それはそれといたしまして、税のほうでも、もつと合理的な説明がついて、もつとそこが直るということができないかどうか研究させていただきたいと思います。

○栗林卓司君 いまの人事院勧告のことは次に伺おうと思つていていたのですが、これ、税の非課税限度の問題なんです。それがなぜ、人事院勧告といふ特定の目的をもつて、しかも時期的には、今日の審議に間に合わない機関の決定が基礎になる。国鉄運賃が上がるということが議論されている。

しかも、政府は上げるんだと提案しているわけです。そのときに六千円どうするんだ、話が、ここでお立場上即答することはなってあれば人事院勧告できめるんです、これなって恐縮でございますが、一般的にどこまでが妥当であるという基準がなかなか求めにくい、それでこそ企業立地なり何なりに応じて非常に千差万別であろうと思ひますので、かなり広い範囲の調査をしてきておる人事院勧告というものが、税の扱いの基準になつていくことが、何と申しますか、一番まぎれが少ないと申しますか、そ

ういうやり方ではなかろかと思つておるわけでございます。で、これは、この非課税の額の限度の規定は、政令で規定いたしております、ただいま御指摘の運賃値上げとの関連では、運賃値上がりが行なわれた場合には、いわば当然に人事院勧告もなされるであろうという考え方があり、また人材院勧告がなされた場合に、従来の経緯では必ずしも勧告時期からでなくして、実際に公務員給与の改正法が通つたあと、大体暮れになつておりますが、その年の暮れになつてから、この通勤手当を直すということをやつていたこともございましたが、最近はそうではなくて、人事院勧告が出され、政府がこれに従うという意思決定をいたしましたすれば、人事院勧告以後の時点について、政令改正を直ちにいたしまして適用をするというような扱いにいたしております。税制として人

事院勧告にそのまま乗つっているのははなはだ自信がないのではないかという御指摘は、まことにうな扱いにいたしております。税制として人

事院勧告をいたしましたよ

うな意味で、正確にそれが減収額

であるかを含めまして、なお研究はさせていた

だときたいと思います。

○栗林卓司君 これで質問をやめますけれども、

人事院が少しおかしいのじやないかとあなたさつ

きおつしやつた。しかも、人事院によること自体

もどうかとおつしやることになりますと、結局言えることは、一切がつきいそういう従来の流れに

ことでしょう。重ねては言いませんけれども、この問題も含めて、税というのは従来のかつこうの緩和だけを恩恵的にすればいいという問題では私

はないと思います。このこまかい問題も含めて見

直しをしていただきたいということを申し上げて質問を終わります。

○政府委員(山本敬三郎君) 先ほどお話をありましたように、ある会社と組合とがそういう合意に達したのを、国税庁が行つて否認するというようなことは、現在の政令のもとではやむを得なかつたとしても、こういう常識から考えたら不合理なことは見直し、検討をしたいと考えます。

○野末和彦君 初めに資料のことでお願いしておきますけれども、審議官に、前回、例の株のもうけの非課税ですね、それによる減収どのくらいかということをお聞きしまして、自信がない数字だけ

といふことで、しかも四十七年、四十八年はやつてない、数字を出してないということでしたが、いままでとやつた同じ算式で、四十七年、四十八年も数字が出て出るかどうか、出していくたて、ここ三十年ごろからずっと毎年の減収額をひとつ資料であらためて出していくべきですが、できますか。

○政府委員(大倉眞隆君) ただいまの野末委員の

おつしやつたような意味で、正確にそれが減収額

だけ早くお出したしたいと思ひます。た

だ、私が、その節に御説明いたしましたよ

うな気でございますから、四十八年分は

ちょっとダウがどうなるかななどいうところが実に

あやふやでございますので、四十七年までとい

うのです。

○政府委員(大倉眞隆君) これは、税制改正案を作成いたします過程での、議論の経緯を申し上げてお答えにかえたいと思うのでございますが、ま

ず、税務統計にないというのは、実はこの控除が

適用になりますと、そもそも納税者でなくなります。したがって、納税者の中に何人というふうにつかまえられない。それから、また収入が多くなるまいして、そうすると控除そのものが適用がないものでございますから、もし収入が少ないとすれば、適用になつていただろうという人数、とうところがわかりかねるということで、私どものほうに実数を把握する手がかりがないわけでござりますが、文部省をはじめといたしまして、教育問題に非常に関心の強い方面から、この控除をもつと上げてほしいという御要望がかなり強く出されましたて、そのときにむしろ私どものほうからお願いをしたという経緯がござります。その実態を何とかして調べていただけませんかと、まさしく野末委員のおつしやつたように非常に年とった方がいるかもしれない、あるいはまた勤労学生の適用対象が、大体学校法人はすべて、各種学校でもいいというふうにだんだん広がつておりますために、かなりの所得がありながら通つておられるという方もかなりいるのではないか。その辺の実態が、どうも税務のほうからの方ばかりがない。こういう御要望について、ことしの一円控除を引き上げましたのは、他の控除の上げ方とのバランスとということだけでは上げておるのが正直なところでございます。こういう実態だから、ここまであげなくてはならないという調査が行き届いておりません私どもとして、そういう判断をするところのデータをつくる、ぜひ調べていただけないであろうかということを、むしろこちらからお願いして、それでは、それを大いに勉強してみるから、来年もしそれで何らかの姿がはつきりしたら、十分検討してくれよとおつしやられて、ことは一円引き上げて、他の所得と合わせて一万円引き上げで改正案を提出した、そういう経緯でございます。

もう実情に合わないんじやないかというふうに思つていたわけなんです。

そこで、勤労未成年者控除の話に移るんです  
が、審議官のお答えの中では、これを四十八年度  
の改正の中でも、一応検討して、諸般の経緯から  
今回は、はずしたというようなお答えのように受  
け取つたのですが、実際にかなり検討して、どう  
いう経緯で今回は見送られたのか、その辺具体的  
にちよつとお答え願いたい。

したことの内容といたしましては、未成年者控除が出されまして、そういう控除がいいかどうかという点はかなり議論されたわけでございます。これにつきましては、残念ながら今度の改正に織り込まれなかつたといふのは、やはり二つの理由がございまして、一つは、人的控除と、補充的控除の中におきまして、残念ながら今度の改正としては、いまま、御承知のように、寡婦控除、障害者控除、老年者控除、勤労学生控除がござります。それに若干、ベリエーシヨンといたしまして老人扶養控除があり、また配偶者のいない世帯の一人目の扶養控除といふものもござります。これらは、いずれも、担税能力の減殺要因として、追加的費用がある程度かかるであろうということに、いままでは説明のよりどころが求められておつた。追加的費用がある程度かかるであろう。たとえば、配偶者のいない場合には、やはり子女世話を申しますか、そういう負担が、計量的にはつかまえ切れないとしても、何らか、老人の方でみずから所得を得ておられる方は、それなりに壮年の、あるいは青年の労働しておられる方に比べて、身体的な条件が弱くなつているということで、追加的費用があるであろうとか、いろいろな理由をつけて、そういう補充的控除を認めてきておるので、未成年者控除の場合には、未成年であるための追加的費用といふことが何があるかなということなどをいまして、なかなかそういう角度から、こういう人の控除をつくるという制度的な説明がやりに

くいんではなかろうか、それが一つございまして。もう一つは、未成年者控除をかりにつくるといったしますと、額の大きさにもよりますけれども、成年に達したときに手取りが減るという問題があります。これは未成年者控除がなくなつてから、カバーして十分なほど未成年から成年になるときには給与がぐつと上がつてくれればいいのですけれども、どうも、初任給は非常に高くなつておりますが、そこからあとのがり方の問題でございますから、何と申しますか、たとえば、野末議員がしばしば御指摘になつております、入学とか結婚とか、そういう一つの節目には、税ができることなら何か考えてやりたいなといふ、それは一つのお考えとして私ども承つておるわけですが、その意味でいいますと、どうもこの未成年控除というタクティックスが、逆に、未成年である間はいいのですけれども、成年になつたときに手取りがすとんと減るという要素を持ちかねない。そこでいろいろ考えてみたけれども、結局は、未成年の方の給与の実態を見て、その方々が現実に税を負担しないで済むというやり方のほうが、むしろいいんではなかろうかというふうにいまの気持ちは傾いておりまして、そういう意味で、課税最低限、特に自身の給与所得者の課税最低限というところでやつてみたい。で、四十八年度改正是、それが、いま御指摘の未成年の給与所得者といふものについていえば、初任給の上がり方にいわばとても追いつけない。そのため大部分の中卒、高卒の若い人たちに、わずかとはいき所得税を負担していただかざるを得ないことになつてゐるので、これは四十九年以降の改正で、何とかいま申し上げたような方向で積極的に解決をはかりたい、そういう経緯をたどつてまいつたわけでござります。

すよね。検討しているということすら言わなかつたので、所得あるところに税ありと、年齢的なことは、絶対にそういうものを加味して、税制の中にそれを取り入れることはできないのだと言つて、ぼくが未成年勤労者の税金を免除するなり、まることをおやりになつたらどうかという質問をしたときに、そうお答えになつたわけで、とてもこんな早くこの話が出てくるとは実は思わなかつたので、まあうれしいというか、驚いているといふか、その辺で検討のプロセスが聞きたかったのです。で、お聞きしますと、当然のこととて、未成年だからといって税金をまけてやらなければならぬという、単純な理由というのはなかなかないのでもむずかしいとは思うのですが、もし、それほどいろいろ検討されているとすれば、少なくとも来年は何とかして、少しでも税金がかからぬようとする方向で検討しようということになつてゐるところは、参考いろいろよその国の実情なども当然資料として持つていらっしゃると思うので、こういう未成年の勤労者の税金に対して少しでも減免措置をやつている国はどこどこがあるのでしようかね、それをちょっと教えていただきたい。

○野末和彦君 そうなりますと、ますますこれはわが国だけの独特のことをしなければならないわけで、そうしますとなおむずかしいと思うのですが、いま私どもの手元にあります資料の範囲内ではないようござります。

○政府委員(大倉真隆君) その問題、もちろんなお念を入れて精査いたしたいとは思つておりますが、いま私どもの手元にあります資料の範囲内ではないようございます。

入ったんですか。これは大蔵省のほうでどうなんですか。それがお聞きしたいのです。

○政府委員(大倉寅隆君) その点は、率直に申し上げまして、制度としては、やはり租税力を測定する所以は所得の大きさというところをえたとは私は思つておりません、考え方といたしましてですね。したがつて、むしろ問題は、実体論と申しますが、中卒の方々がすぐその年から所得税納税者に入つてくるということとは、そうでなくとも、所得税納税者が年々ふえつござりますので、せめてそこは、少なくとも、就職の年はかかるないで済むようになります。そういうような、そういう現実的なものの考え方から、何とかこれを前向きに検討いたしたいというお答えが出てきておるようには私は理解いたしております。

○野末和彦君 まあいすれ大蔵大臣と総理がお見えになるそ�で、そのときに最終的なことを聞くうと思つたのですがね、そのいまのお話もぼくはずいぶんおかしいと思うのですよ。だつて、就職の年はせめてかかるないようにしたいと思つてとおっしゃるが、ぼくが出した質問主意書なり、去年この席で主張したことはそのことで、それを主張したときには、だれ一人そういう答弁しなかつたわけですよ。これはぼくに言わせれば、まるでいいかげんなんで、人気取りで田中さんが言い出した、それ乗れというのをやつっているとしか思えないのですね。現にことしの一月出した質問主意書にも、就職初年度は少なくも税金かかるないようにしてほしい、未成年の労働者から税金を取るというのは間違つているということをぼくは書いているわけですよ。それを、そちらから返つてきた答弁には、そういう個人の事情はしんしゃくしないと言つて、いるわけですよ。ましてや、去年の大蔵委員会の大臣と主税局長のお答えは、そちらで速記録をお調べになればわかりますけれども、少くともいまの未成年労働者廃除というような考え方自体を、全然否定しているわけですよ。ぼくはその辺で非常にいいかげんだというふうに思えるんですが、もちろん実現されなければけつこうで

よ、喜びますが、しかし、何でもかまわないから、とにかく実現をして人気を取ればいいというのじゃないのですから。そういう考え方で税制をいじくるから、いろんないかげんな特別措置だつて出てくるような氣もしますから、その点どうなんですかね、これ。もう一度確認しておきたいですね。ことしの一月と、ことしの一一いま四月ですか、極端に変わった理由はどこにあるのですか。

○政府委員(大倉眞隆君) おことばではございますが、私どもの基本的な考え方がそこで変わったというふうには思っておりません。ここでも書いておりますように、応能負担の見地から一定の所得がある場合には、所得に応じた負担を求めるなどを基本的たえさせとしており、このような所得税制において個別の事情をしんしやくすることにはおのづから限度があるものと考える。と、この考え方は変わつておらないと思うのです。そういう前提の上で、なつかつ、負担をどの程度の所得から求めるべきかという一般的な処理方法といったしまして、つまり独身の課税最低限はどの水準が妥当であろうかということを判断するに際して、この中卒の方の就職初年度の給与水準、それは独身者の課税最低限としてカバーし得るようになりますが、そのほうが現実問題として望ましいんではないかという趣旨であると想しますし、したがつて、この課税最低限を上げる場合にも、――ことだわつて恐縮でございますが、それは未成年の方の課税最低限を上げるんではなくて、その成年も老年も一律に適用になる課税最低限を上げて、その結果として、未成年のいまおつしやつたような事情の方が納税者になつてこないよう考えたらどうかという趣旨で申し上げておると思いますので、基本的な考え方方が大きくここで変わつたということではないよう思います。

ますからね。いまのお答えはわかりますが、それでも、それだったら、勤労未成年者控除なんという考え方方は出るわけないんで、課税最低限全額を上げるのが当然なわけですよ、百何十万円。なぜ勤労未成年者控除なんていうのを検討しているか。そこはやつぱりぼくらに言わせれば特殊の扱いをしているわけでしょう、勤労未成年者というグループを。ですから、幾らさつき申し上げた基本方針には変わりないと言つても、そのグループだけを取りたてて検討している以上は、審議官が幾ら弁解なさつても、やはりそれはあくまでも弁解であるとしか思えない。それはいいですよ、あまりここでごちやごちや言つたって、やつてもらいたいんだから、実情は。だから、それは実現されることは望ましいんで、いろいろ言うてけちつけるわけじゃないんですから。ただし、具体的にどうなるか、それはもちろんわかりませんから、そちらの検討を待ちますがね。やはりこの、さっき言つたように、未成年だけの、衆議院の野党の方出した修正案ありますね、あれは未成年者の控除を認める一二十万円ぐらいですか、控除を認め形でした。それから、しかし、課税最低限全額を上げて、実質的に未成年の労働者が税金からないようによると、これでも、どちらでもそれはかまわないんですがね。問題は、これ検討していく、結局何となくやつぱりむずかしいっていうんでおかしくなっちゃつて、来年全体に課税最低限上げたからということになると困るわけなんですけどね。これはだいじょうぶですか。かなり実現する可能性というのはあるんですね。それだけをお聞きして、次に移りたいんですけどね。

ればやはり院内でいろいろな委員からこういうものを考へるべきだという御意見があれば、私どもとしては当然それのよしよしを検討していただいておるわけでございまして、それをやるつもりないからほうつてあるということでは全くございません。そういう意味で申し上げたつもりでござりますので、ぜひ御了承いただきたいと思うんでございますが、ただ、来年どこまでできるかと、たとえば、未成年の、二十になるまでの人は、給与である限りは、それはみんな課税最低限の中に入ってくるということまで申し上げられるかという御質問であるとすれば、それはちょっといまどうにもお答えができない。方向としてなるべくそうなるよう努力をいたしたいとまで申し上げられるとは思います。で、衆議院大蔵委員会などの御議論も、一ぺんにそこまでいくのは無理だろうが、せめて中卒は、という御意見の御質問もありまするし、私どもとしてはできるだけ努力いたすということでやるつもりでございます。

○野末和彦君 時間がなくなりましたので、次回に譲りたいのは、例のサラリーマンの減税で——いまの未成年の労働者もサラリーマンの一つですけれども、これについてお伺いする前に、減税、減税と毎年あります、減税の恩典を受けない層が常にあるわけで、課税最低限が引き上がつても、全然もう前からそれ以下であるという層はかなりいると思うのですが、ここにそちらから出ている二、三の資料を見ましても、大体人数はどのくらいだということはわかるのですがねひとつ今回の減税の恩典を受けない層——給与所得者で、大体どのくらいのものですか。そうして、その人たちの平均年収というのはどのくらいのものですか。ちょっと教えていただきたい。

○政府委員(大倉眞隆君) はなはだ大きばなお答えになつて恐縮でございますが、四十八年ベスで申しますと、見込みで、就業者総数が五千百九十万人でございます。それと、先ほど御議論にありました納税者の単純合計、これは実員より多く見えていると思いますが、これが三千二百九十七万人。したがいまして、その差約千九百万人が、これが減税という方法では恩典が及ばないという方々、こう考えていいのではないかと思ひます。

○野末和彦君 この人たちの平均所得は。

○政府委員(大倉眞隆君) これは実は課税最低限よりは低いはずでございまして、平均という統計はないのかもしれませんですが、少なくとも課税最低限以下の所得の方々、そういうことあります。

○野末和彦君 そうしますと、課税所得より低いわけですから、そういう、この人たち九百万人——もちろんこれは給与所得者ですからね、ほかにもたくさんいるわけでしようが、この人たちは、価物上昇分のおりまとも食らうわけでも、減税もないとなると、減税になつても、実際、先ほどの議論で、増税じやないかというのもありましたが、この人たちに対する税制上の措置は、そんな簡単にできるものじやないと思ひますけれ

ども、これ、どうなんでしょうか。いまの政府のやり方でいきますと、減税、減税と騒いだが、この千九百万人には全然減税のゲの字も関係ない、しかし、物価はどんどん上がっていくんだ、この人たちが一番の被害者なんで、この人たちに対する何らかのことを考えなければいけないようになるわけで、税制上でも何かそういうことをしなければという考え方もあるのです。それとも、それは全然別のところでやるべきことですか。どうなんでしょう。

○政府委員(大倉眞隆君) 御指摘は、ほんとうに大事な問題だと思うのであります。で、從来から言われておりますことは、この千九百万人、これは給与所得者だけでございません、就業者数と納税者の差でございますから、給与所得者だけではございませんが、この方々のうち、いわゆる最低生計費までの収入もないというグループについては、これは生活保護というような形での救済の手が差し伸べられる。問題は、生活保護水準と課税最低限の水準との間にある人、この人々にはプラスの恩典がない。減税の恩典も、そもそも税を納めなくていい方々でありますから、税という手段では恩典がいかない。それをどう考えるのかと、こういう問題になると思ひます。この問題を解決するために、アメリカの学者が言いましたりあるいはイギリスで政府の一種の白書のようなものが出ております問題に、御承知の負の所得税、あるいは逆所得税といふ構想があるわけでござります。そのネガティブ・インカム・タックスと言われておりますのは、実は税という名前を使つておらず、その本質は歳出でございます。歳出でそういう階層に社会福祉的支出をやりましょう。それは、その窓口は税務署が窓口になつてているという意味で、税といふ名前が使われているということであろうと私は思いました。ただ、まあ、ネガティブ・インカム・タックスという構想が出てまいりました背景は、実質的に、いま野末委員のおっしゃるこの中間にある階層をどうするのかという問題も、もちろん大きな

問題でございますが、もう一つは、やはりそれがこの国の社会的な制度から出てまいりまして、非常に複雑である社会保障給付を一本化して、単純化して、こういう制度に吸収したらどうかというパックグラウンドを持って出てきている提案であるよう思うわけでございます。したがいまして、税という名前を使う使わないにかかわらず、この問題は、やはり歳出と申しますか、社会保障給付というものをどういう制度で、どういう階層に、どのように与えるかという問題として考える以外にない、そういう問題であろうかと、私は思つております。

○委員長(藤田正明君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にいたします。  
本日はこれにて散会をいたします。

午後四時三分散会